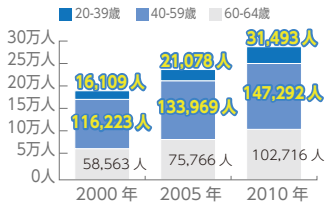


治療に専念できるようケガ、病気には重点的な補償を
働けなくなるリスクが注目されています。

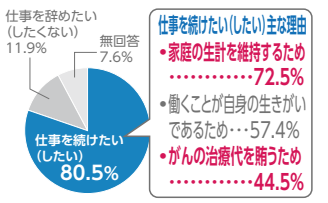
データを見る **がんのリスク**

働く世代のがん罹患数の推移
働く世代のがん罹患数は
年々増加しています。



国立がん研究センターがん情報サービス
「地域がん登録全国推計によるがん罹患データ」

がん患者の就労の意向
がんになっても仕事を続けたいと
答えた人が8割を超えています。



平成 26 年 5 月 東京都福祉保健局
「がん患者の就労等に関する実態調査」報告書

日常のリスクはケガや病気ではありません
ほんの少しの不注意が**大きな事故**につながります。

データを見る **自転車事故のリスク**

自転車事故による
リスクの事例は？

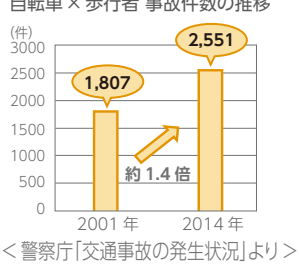
男性会社員が高速度で交差点に
進入、横断歩道を横断中の女性
と衝突。女性は頭蓋内損傷等で
11 日後に死亡した。

**5,400万円の
賠償判決**

判決までに
1年4ヶ月が経過

< 東京地方裁判所 2007 年 4 月 11 日判決 >

自転車と歩行者の間の
事故件数は？



< 警察庁「交通事故の発生状況」より >

京王グループ団体傷害保険 引受ガイドライン

京王グループ団体傷害保険はグループ社員の皆様の相互扶助の制度であり、安定的な運営を目指しております。また、団体割引率は、被保険者数と損害率(支払保険金÷保険料)で決定され、保険金お支払額が増加した場合、損害率が悪化し、割引率が低くなってしまいます。そこで、京王グループ団体傷害保険をより魅力ある「福利厚生制度」として永続的に維持・発展させていくために、引受ガイドラインを下記の通り設けております。著しく保険金請求の頻度が高いなど、ご加入者間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合には、保険期間終了後、ご継続加入をお断りする場合や補償内容を変更させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

* 引受保険会社は次年度の本保険引受の審査のため、本保険契約における保険金請求情報を、京王電鉄株式会社および京王グループ各社に提供することがあります。

区 分	内 容	補 足	引受ガイドライン
A	モラルリスク	・ 飲酒運転などの法令違反 ・ 事実を偽った不正な保険金請求が行われた場合 等	基本的に翌年度以降の保険契約についてはお引受けできません。
B	同一保険期間内で事故3回以上 または過去2年間で事故4回以上	・ 加入者単位 家族型であれば1家族全体で、夫婦型であれば夫婦で左記数値を合算します。	事故の発生状況や、保険金請求の内容によっては、現状の加入口数の制限などを実施する場合があります。ご加入条件についてはお客様のご希望に添えない場合がありますので、予めご了承ください。
C	過去2年間で通院保険金の支払金額が合計で「50 万円」を超過した場合		
D	その他割引率維持の観点から右記事故に該当する場合	通常の傷害事故に比べて通院日数が非常に多いと判断される事故で、引受保険会社より個別に加入内容について見直すよう申し入れが行われた場合 等	

おケガの場合は、医師による診察（診療）を受けていただきますようお願いいたします。
傷害保険金は、「医師による治療が必要な場合において、病院または診療所にて医師の治療を受けたご入院・ご通院」に対してお支払いいたします。（ただし、通院していない場合でも、医師の指示によるギプスの装着については保険金を支払う場合があります。）

お手続きについて

保 険 期 間	2019年11月25日 午後4時～2020年11月25日 午後4時 *保険期間の途中からでも加入できます。詳しくは代理店・扱者までお問い合わせください。		
申込締切日	2019年10月4日(金)	保険料支払方法	給与天引(2020年1月より)
申込票提出先	各社厚生担当または京王観光(株)保険事業部		

特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されているお客さまへ

継続時に、あらためて健康状況の告知を行うことにより、新たな告知内容に応じた条件で継続加入いただくことができます。詳しくは、〈別冊 P25〉をご覧ください。

代理店・扱者	取扱保険会社
京王観光株式会社 保険事業部 東京都渋谷区初台 1-54-2 京王初台一丁目ビル TEL:03-5351-7135 鉄道電話 8740・8741	(幹事会社) 三井住友海上火災保険株式会社 航空運輸産業部 営業第四課 TEL:03-3259-6676



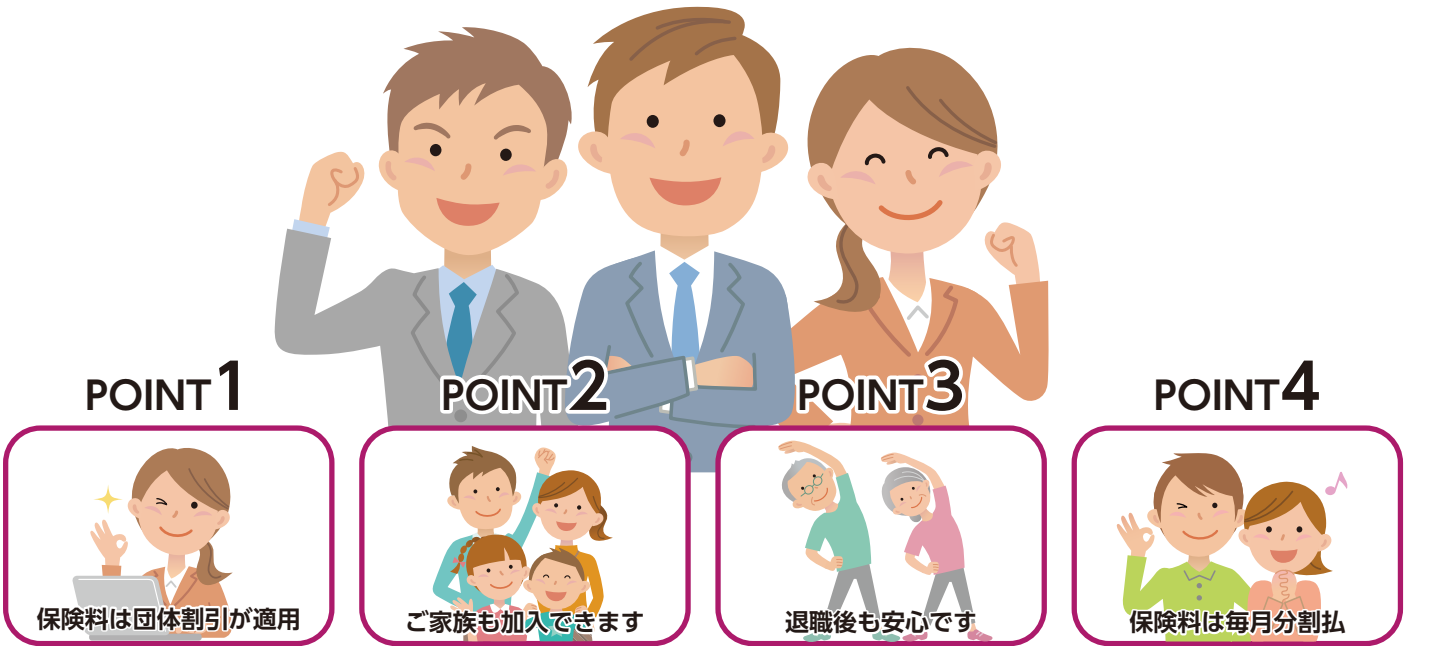
京王グループの皆さまへ

2019年度 本紙

別冊を必ずあわせてご覧ください。

団体割引
25%
適用

京王グループ団体傷害保険
団体総合生活補償保険



- ◆前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。
- ◆退職後も京王グループ団体傷害保険の補償をご継続することが可能です。

今年度の主な改定内容

改定① ケガの補償	① 全セットに「熱中症危険補償」を付帯しました。 日射、熱射により被った身体障害についても、傷害後遺障害保険金、傷害入院保険金、傷害手術保険金、傷害通院保険金をお支払いします。 ② 保険料は昨年よりも下がっています。
改定② 病気の補償	① 疾病入院時一時金の保険金額を拡大しました。 また免責期間を4日→0日と変更し日帰り入院等の短期入院時の補償を充実しました。 ② 保険料は年令によって異なりますが、多くの年令区分で昨年よりも下がっています。
改定③ ゴルフープラン	① 傷害手術金も付帯したため補償が拡充しています。 ② 改定のため保険料が上がっています。

自動継続の取扱いについて

特にお申し出のない場合は自動継続となります。※前年からご加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセット・口数での自動継続加入の取扱いとさせていただきます。(年令の進行により保険料表の年令区分が変わる場合は、ご継続時のご年令による保険料となりますのでご了承ください。)

京王電鉄株式会社



+

保険金額	セット名	K(限度口数:1口)
日常生活賠償		1億円
月払保険料		110円



ご契約にあたって必ずお読みください

※印を付した用語については、P14～P15の「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

京王グループ団体傷害保険 保険金の種類と補償内容

保険金の種類		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害死亡保険金 ★傷害補償 (MS&AD型) 特約		保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 (注1) 傷害死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。 (注2) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ* ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用したの運転中のケガ ●脳疾患、病気*または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの* ●入浴中の溺水* (ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)*によって発生した肺炎 ●別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●別記の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ●乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ など
	傷害後遺障害保険金 ★傷害補償 (MS&AD型) 特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*が発生した場合	傷害死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合(4%～100%) (注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注2) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療*を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師*の診断に基づき後遺障害*の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注3) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
	傷害入院保険金 ★傷害補償 (MS&AD型) 特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、入院*された場合(以下、この状態を「傷害入院」といいます。)	傷害入院保険金日額 × 傷害入院の日数 (注1) 傷害入院の日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間*(180日)が満了した日の翌日以降の傷害入院の日数 ・1事故に基づく傷害入院について、傷害入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数*(180日)に到達した日の翌日以降の傷害入院の日数 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。	(注) 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。
	傷害手術保険金 ★傷害補償 (MS&AD型) 特約	保険期間中の事故によるケガ*の治療*のため、傷害入院保険金の支払対象期間*(180日)中に手術*を受けられた場合	1回の手術*について、次の額をお支払いします。 ① 入院*中に受けた手術の場合 傷害入院保険金日額 × 10 ② ①以外の手術の場合 傷害入院保険金日額 × 5 (注) 次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ① 同一の日に複数回の手術を受けた場合 傷害手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ② 1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとしします。 ③ 医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとしします。 ④ 医科診療報酬点数表において、一連の治療*過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して傷害手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。	

 傷害保険(TA)
 あっばれ君(W)
 フルカバー(S)

支払事由 免責事由

重要事項のご説明

加入申込票記入例

保険金の種類

保険金をお支払いする場合

保険金のお支払額

保険金をお支払いしない主な場合

傷害通院保険金
★傷害補償
(MS&AD型) 特約

傷害保険 (T・A)

保険期間中の事故によるケガ^{*}のため、通院^{*}された場合(以下、この状態を「傷害通院」といいます。)

(注) 通院されない場合で、骨折、脱臼、靱(じん)帯損傷等のケガを被った所定の部位^{*}を固定するために医師^{*}の指示によりギプス等^{*}を常時装着したときは、その日数について傷害通院したものとみなします。

(傷害通院保険金日額)×(傷害通院の日数)

(注1) 傷害通院の日数には以下の日数を含みません。

- ・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間^{*}(180日)が満了した日の翌日以降の傷害通院の日数
- ・1事故に基づく傷害通院について、傷害通院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数^{*}(90日)に到達した日の翌日以降の傷害通院の日数

(注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中に傷害通院された場合は、傷害通院保険金をお支払いしません。

(注3) 傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ^{*}を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。

前ページの傷害保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ。

携行品損害保険金

★携行品損害補償特約

☆新価保険特約(携行品損害補償特約)セット

☆携行品損害補償特約の保険の対象の追加に関する特約

保険期間中の偶然な事故(盗難・破損・火災など)により、携行品^(*)に損害が発生した場合

(*)「携行品」とは、被保険者が住宅(敷地を含みます。)外において携行している被保険者所有の身の回り品^(*)をいいます。ただし、別記の「補償対象外となる主な『携行品』」を除きます。

(*)「身の回り品」とは、被保険者が所有する、日常生活において職務の遂行以外の目的で使用する動産(カメラ、衣類、レジャー用品等)をいいます。

(損害の額)－(免責金額^{*}(1回の事故につき3,000円))

(注1) 損害の額は、再調達価額^{*}によって定めます。ただし、被害物が貴金属等の場合には、保険価額によって定めます。なお、被害物の損傷を修繕しうる場合においては、損害発生直前の状態に復するのに必要な修繕費をもって損害の額を定め、価値の下落(格落損)は含みません。この場合においても、修繕費が再調達価額を超えるときは、再調達価額を損害の額とします。

(注2) 損害の額は、1個、1組または1対のものについて10万円が限度となります。ただし、通貨または乗車券等(鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。ただし、定期券は含まれません。)もしくは小切手については1回の事故につき5万円が限度となります。

(注3) 保険金のお支払額は、保険期間を通じ、携行品損害保険金額が限度となります。

(注4) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。

- 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害
- 被保険者と同居する親族^{*}の故意による損害
- 自動車等^{*}の無資格運転、酒気帯び運転^{*}または麻薬等を使用しての運転中の事故による損害
- 公権力の行使(差し押え・没収・破壊等)による損害
- 携行品の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害
- 携行品の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または保険の対象の汚損であって、携行品が有する機能の喪失または低下を伴わない損害
- 偶然な外来の事故に直接起因しない携行品の電気的事故・機械的事故(故障等)による損害。ただし、これらの事由によって発生した火災による損害を除きます。
- 携行品である液体の流出による損害。ただし、その結果として他の携行品に発生した損害を除きます。
- 携行品の置き忘れまたは紛失による損害
- 戦争、その他の変乱^{*}、暴動による損害(テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)
- 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害
- 核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害
- 別記の「補償対象外となる主な『携行品』」の損害

(住宅内生活用動産保険金)

損害保険金

★住宅内生活用動産補償特約

☆新価保険特約(住宅内生活用動産補償特約)セット

保険期間中の日本国内における偶然な事故(盗難・損壊^(*)・火災など)により、被保険者の居住の用に供される住宅^(*)内に所在する、被保険者または被保険者と生計を共にする親族^{*}が所有する生活用動産^(*)に損害が発生した場合

(*)「損壊」とは、滅失、破損または汚損をいいます。

(*)「敷地」を含みます。

(*)「生活用動産」とは、生活の用に供する家具、什(じゅう)器、衣服、その他生活に通常必要な動産をいいます。ただし、別記の「補償対象外となる主な『生活用動産』」を除きます。

(損害の額)－(免責金額^{*}(1回の事故につき3,000円))

(注1) 損害の額は、再調達価額^{*}によって定めます。ただし、被害物が貴金属、宝玉、宝石、書画、骨董(とう)、彫刻物等^{*}の場合には、保険価額によって定めます。なお、被害物の損傷を修繕しうる場合においては、損害発生直前の状態に復するのに必要な修繕費をもって損害額を定め、価値の下落(格落損)は含みません。この場合においても、修繕費が再調達価額を超えるときは、再調達価額を損害の額とします。

(注2) 損害の額は、貴金属、宝玉、宝石、書画、骨董(とう)、彫刻物等については、1個、1組または1対について30万円が限度となります。ただし、通貨または乗車券等(鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。ただし、定期券は含まれません。)もしくは小切手については1回の事故につき5万円が限度となります。

(注3) 保険金のお支払額は、保険期間を通じ、住宅内生活用動産保険金額が限度となります。

(注4) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。

- 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害
- 被保険者と生計を共にする親族^{*}の故意による損害
- 闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害
- 自動車等^{*}の無資格運転、酒気帯び運転^{*}または麻薬等を使用しての運転中の事故による損害
- 公権力の行使(差し押え・没収・破壊等)による損害
- 生活用動産の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害
- 生活用動産の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または保険の対象の汚損であって、生活用動産が有する機能の喪失または低下を伴わない損害
- 偶然な外来の事故に直接起因しない生活用動産の電気的事故・機械的事故(故障等)による損害。ただし、これらの事由によって発生した火災による損害を除きます。
- 生活用動産である液体の流出による損害。ただし、その結果として他の生活用動産に生じた損害を除きます。
- 生活用動産の置き忘れまたは紛失による損害
- 生活用動産に加工(修理を除きます。)を施した場合、加工着手後に発生した損害
- 生活用動産に対する修理、調整の作業(点検または試運転を伴う場合には、これらを含みます。)上の過失または技術の拙劣によって発生した損害。ただし、これらの事由によって発生した

次ページにつづく

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
(住宅内生活用動産保険金) 臨時費用保険金 ★住宅内生活用動産補償特約 ☆新価保険特約 (住宅内生活用動産補償特約用)セット	損害保険金が支払われる場合	損害保険金×[30%] (注1) 保険金のお支払額は、1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円が限度となります。 (注2) 臨時費用を補償する保険を複数(引受保険会社、他の保険会社を問いません。)ご契約の場合、臨時費用保険金のお支払額は単純に合算されず、最も高い限度額が限度となります。 (注3) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	前ページよりつづき 火災による損害を除きます。 ●詐欺または横領によって生活用動産に発生した損害 ●楽器の弦(ピアノ線を含みます。)の切断・打楽器の皮の破損・楽器の音色または音質の変化による損害 ●戦争、その他の変乱*、暴動による損害(テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ●別記の「補償対象外となる主な『生活用動産』」の損害
(住宅内生活用動産保険金) 残存物取片づけ費用保険金 ★住宅内生活用動産補償特約 ☆新価保険特約 (住宅内生活用動産補償特約用)セット	損害保険金が支払われる場合	残存物取片づけ費用 ^(*) の額 (*) 損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な次の費用をいいます。 ① 取りこわし費用 ② 取片づけ清掃費用 ③ 搬出費用 (注1) 保険金のお支払額は、[損害保険金]×[10%]が限度となります。 (注2) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	など
(住宅内生活用動産保険金) 失火見舞費用保険金 ★住宅内生活用動産補償特約 ☆新価保険特約 (住宅内生活用動産補償特約用)セット	被保険者の居住の用に供される住宅内に所在する、被保険者または被保険者と生計を共にする親族*が所有する生活用動産またはそれを収容する建物から発生した火災、破裂または爆発 ^{(*)1} により、第三者 ^{(*)2} の所有物 ^{(*)4} の損壊 ^{(*)5} が発生した場合 (*)1 第三者 ^{(*)2} の所有物で被保険者以外の方が占有する部分 ^{(*)3} から発生した火災、破裂または爆発による場合を除きます。 (*)2 保険契約者と被保険者が異なる保険契約の場合の保険契約者を含み、被保険者と生計を共にする同居の親族を含みません。 (*)3 区分所有建物の共有部分を含みます。 (*)4 動産については、その所有者によって現に占有されている物で、その方の占有する敷地内にあるものに限ります。 (*)5 「損壊」とは、滅失、破損または汚損をいいます。	被災世帯の数×[20万円] (注1) 保険金のお支払額は、1回の事故につき、事故が生じた敷地内に所在する保険の対象の保険金額(保険金額が再調達価額 ^(*) を超える場合は、再調達価額とします。)の20%に相当する額が限度となります。 (注2) 失火見舞費用を補償する保険を複数(引受保険会社、他の保険会社を問いません。)ご契約の場合、失火見舞費用保険金のお支払額は単純に合算されず、最も高い1被災世帯あたりの支払額に被災世帯の数を乗じた額が限度となります。 (注3) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。 (*) 貴金属等の場合には、損害が生じた地および時における保険の対象の価額となります。	
受託物賠償責任保険金 ★受託物賠償責任補償特約	保険期間中で、受託物 ^{(*)1} を住宅内保管中または一時的に住宅外で管理している間に、損壊 ^{(*)2} ・紛失・盗難が生じ、受託物について正当な権利を有する方に対して法律上の損害賠償責任を負われた場合 (*)1 「受託物」とは、被保険者が日本国内において、日常生活の必要に応じて他人(レンタル業者を含みます。)から預かった財産的価値を有する有体物をいいます。ただし、別記の「補償対象外となる主な『受託物』」を除きます。 (*)2 「損壊」とは、滅失、破損	[被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 ^(*)] + [判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金] - [被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額] - [免責金額 ^(*) (1回の事故につき5,000円)] (*) 被害受託物の時価額が限度となります。 (注1) 保険期間を通じ、受託物賠償責任保険金額がお支払いの限度となります。 (注2) 損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 (注3) 上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 (注4) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険	●保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意による損害 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害 ●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用しての運転中の事故による損害 ●自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ●公権力の行使(差し押え・没収・破壊等)による損害 ●偶然な外来の事故に直接起因しない受託物の電氣的事故・機械的事故(故障等)による損害 ●受託物に発生した自然発火または自然爆発 ●風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(じん)その他これらに類するものの吹込みや漏入による損害 ●被保険者の職務遂行に起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●航空機、船舶(原動力がもっぱら人力であるもの

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
受託物賠償責任保険金 ★受託物賠償責任補償特約	前ページよりつづき または汚損をいいます。ただし、滅失には盗難、紛失または詐取を含みません。 (注) 被保険者の範囲は、本人、配偶者[*]、同居の親族および別居の未婚[*]の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。）を被保険者とします。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。	前ページよりつづき 契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。	前ページよりつづき を含みません。)、銃器、職務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●被保険者と同居の親族[*]に対する損害賠償責任 ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●引き渡し後に発見された損壊による損害賠償責任 ●受託物を使用不能にしたことによる損害賠償責任（収益減少等） ●通常必要とされる取扱い上の注意に著しく反したことまたは本来の用途以外に受託物を使用したことに起因する損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱[*]、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ●別記の「補償対象外となる主な「受託物」の損害 など
日常生活賠償保険金 ★日常生活賠償特約	① 保険期間中の次のア.またはイ.の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負わされた場合 ② 日本国内において保険期間中の次のア.またはイ.の偶然な事故により、誤って線路へ立入ってしまったこと等が原因で電車等^(※1)を運行不能^(※2)にさせ、法律上の損害賠償責任を負わされた場合 ア.本人の居住の用に供される住宅^(※3)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 イ.被保険者の日常生活に起因する偶然な事故 (※1) 電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。 (※2) 正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいいます。 (※3) 敷地内の動産および不動産を含みます。 (注) 被保険者の範囲は、本人、配偶者[*]、同居の親族および別居の未婚[*]の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。）を被保険者とします。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をい 次ページにつづく	【被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額】+【判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金】-【被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額】-【免責金額[*](0円)】 (注1) 1回の事故につき、日常生活賠償保険金額が限度となります。 (注2) 損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 (注3) 上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 (注4) 日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお引受します。ただし、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。 (注5) 補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害 ●被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任） ●他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任 ●被保険者と同居する親族[*]に対する損害賠償責任 ●被保険者の使用人（家事使用人を除きます。）が業務遂行中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ●自動車等[*]の車両（ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。）、船舶、航空機、銃器、業務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱[*]、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 など

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
日常生活賠償保険金 ★日常生活賠償特約 キャンセル費用保険金 ★キャンセル費用補償特約 救援者費用等保険金 ★救援者費用等補償特約	前ページよりつづき います。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。 被保険者、被保険者の配偶者[*]または被保険者の1親等内の親族の死亡、ケガ[*]または病気[*]による入院[*]によって、被保険者が特定のサービス[*]を受けられなくなり、ホテルの違約金などのキャンセル費用[*]を負担された場合 (*)「特定のサービス」とは、業として有償で提供されるサービスで、次のア～カのいずれかに該当するものをいいます。ただし、キャンセル事由が死亡の場合は、死亡の日からその日を含めて31日以内（ただし、被保険者の死亡の場合にはこの限りではありません。）、入院の場合は入院を開始した日からその日を含めて31日以内に提供されるサービスに限ります。 ア.国内旅行契約、海外旅行契約に基づくサービス イ.旅館、ホテル等の宿泊施設の提供およびそれにセットするサービス ウ.航空機、船舶、自動車、鉄道等による旅客の輸送 エ.宴会、パーティ用施設の提供およびそれにセットするサービス オ.運動、教養等の趣味の指導、教授または施設の提供 カ.演劇、音楽、美術、映画等の公演、上映、展示、興行 救援対象者[*]が次の①～③のいずれかに該当したことにより、被保険者[*]が費用を負担された場合 ①保険期間中に救援対象者が搭乗している航空機または船舶の行方不明または遭難した場合 ②保険期間中に急激かつ偶然な外来の事故により救援対象者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要することが警察等の公の機関により確認された場合 ③保険期間中に被ったケガ[*]のため、事故の発生日からその日を含めて180日以内に死亡または続けて14日以上入院[*]された場合 (*)「被保険者」とは、この特約により補償を受ける方で、保険契約者、救援対象者または救援対象者の親族[*]をいいます。	〔被保険者または被保険者の法定相続人が負担したキャンセル費用[*]の額〕－〔免責金額[*](1回の事故につき1,000円またはキャンセル費用の20％に相当する額のうち、いずれか高い額)〕 (注1) 第三者から支払われた損害賠償金等の回収金がある場合には、その額を差し引いた額をお支払いします。 (注2) 保険金のお支払額は、保険期間を通じ、キャンセル費用保険金額が限度となります。 (注3) 補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。 救援者費用等の額 被保険者が負担された次のア～オの費用のうち社会通念上妥当な金額をいいます。 ア. 遭難した救援対象者[*]の捜索、救助または移送する活動に要した費用 イ. 救援者[*]の現地^{(*)1}までの1往復分の交通費（救援者2名分まで）^{(*)2} ウ. 救援者の現地^{(*)1}および現地^{(*)1}までの行程での宿泊料（救援者2名分かつ1名につき14日分まで）^{(*)2} エ. 死亡されたまたは治療[*]を継続中の救援対象者を現地^{(*)1}から移送する費用 オ. 諸雑費（救援者の渡航手続費および救援対象者または救援者が現地^{(*)1}において支出した交通費・通信費等をいいます。）。ただし、日本国外で左記「保険金をお支払いする場合」に該当した場合は20万円が限度となり、日本国内で左記「保険金をお支払いする場合」に該当した場合は3万円が限度となります。 (*)1 事故発生地または救援対象者の収容地をいいます。 (*)2 上記イ、ウについては、左記「保険金をお支払いする場合」の②の場合において救援対象者の生死が判明した後または救援対象者の緊急な捜索・救助・移送もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救援者にかかる費用は含みません。 (注1) 保険金のお支払額は、保険期間を通じ、救援者費用等保険金額が限度となります。 (注2) 補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●提供日を変更して、サービスの提供を受けることができる場合 ●予約日・提供日が確認できない場合 ●サービスが職務遂行に関係するものである場合 ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害 ●被保険者の闘争行為、自殺行為、犯罪行為または麻薬等の使用による損害 ●被保険者の自動車等[*]の無資格運転、酒気帯び運転[*]または麻薬等を使用しての運転中の事故による損害 ●妊娠、出産、早産または流産による入院[*] ●戦争、その他の変乱[*]、暴動による損害（テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ●原因がいかなくとも、被保険者が頸（けい）部症候群[*]、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの[*] など (注) 被保険者、被保険者の配偶者[*]または被保険者の1親等内の親族の、死亡または入院の直接の原因となったケガ[*]または病気[*]が保険期間の開始日より前または保険料領収前に生じていたためキャンセル費用[*]を負担された場合は、保険金をお支払いしません。なお、病気の発病[*]の認定は、医師[*]の診断によります。 ●保険契約者、被保険者、救援対象者[*]または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失により発生した費用 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為により発生した費用 ●自動車等[*]の無資格運転、酒気帯び運転[*]または麻薬等を使用しての運転中の事故による費用 ●脳疾患、病気[*]または心神喪失により発生した費用 ●妊娠、出産、早産または流産により発生した費用 ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガ[*]の治療[*]以外の外科的手術その他の医療処置により発生した費用 ●戦争、その他の変乱[*]、暴動により発生した費用（テロ行為により発生した費用は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による費用 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による費用 ●原因がいかなくとも、頸（けい）部症候群[*]、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの[*] ●入浴中の溺水[*]（ただし、急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガによって発生した場合を除きます。） ●原因がいかなくとも、誤嚥（えん）[*]によって発生した肺炎 ●別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間の事故による費用 など

保険金の種類

保険金をお支払いする場合

保険金のお支払額

保険金をお支払いしない主な場合

疾病入院保険金
 ★疾病補償特約
 ☆特定精神障害
 補償特約セット
 (欄外(☆)参照)

保険期間の開始後^(*)に発病^{*}した病気^{*}のため、保険期間中に入院^{*}された場合(以下、この状態を「疾病入院」といいます。)

(*) 病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。

疾病入院保険金日額×疾病入院の日数
 (注1) 疾病入院の日数には以下の日数を含みません。

- ・疾病入院された日からその日を含めて支払対象期間^{*}(1,095日)が満了した日の翌日以降の疾病入院の日数
- ・1回の疾病入院^{*}について、疾病入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数^{*}(365日)に到達した日の翌日以降の疾病入院の日数

(注2) 疾病入院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気^{*}を発病^{*}された場合は、疾病入院保険金を重ねてはお支払いしません。

- 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による病気^{*}
- 闘争行為、自殺行為または犯罪行為による病気^{*}
- 精神障害^(*)およびそれによる病気^{*}
- 戦争、その他の変乱^{*}、暴動による病気(テロ行為による病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)(*)
- 核燃料物質等の放射性・爆発性等による病気^(*)
- 妊娠または出産(「療養の給付」等^(*)の対象となるべき期間については、保険金をお支払いします。)
- 原因がいかなくとも、頸(けい)部症候群^{*}、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの^{*}
- 健康状況告知のご回答等により補償対象外とする病気^(*)(加入者証等に記載されます。)

疾病手術保険金
 ★疾病補償特約
 ☆疾病手術保険金等支払倍率変更特約セット
 ☆特定精神障害
 補償特約セット
 (欄外(☆)参照)

① 疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気^{*}の治療^{*}のために疾病入院保険金の支払対象期間^{*}(1,095日)中に手術^{*}を受けられたとき。

② 保険期間の開始後^(*)に発病^{*}した病気^{*}の治療のために、保険期間中に手術を受けられた場合

(*) 病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。

1回の手術^{*}について、次の額をお支払いします。

① 入院^{*}中に受けた手術の場合
疾病入院保険金日額×20

② ①以外の手術の場合
疾病入院保険金日額×5

(注) 次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。

① 同一の日に複数回の手術を受けた場合
 疾病手術保険金の額の高いいいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。

② 1回の手術を2日以上にわたって受けた場合
 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。

③ 医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合
 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。

④ 医科診療報酬点数表において、一連の治療^{*}過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合
 その手術に対して疾病手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。

など
 (注) 保険期間の開始時^(*)より前に発病^{*}した病気^(*)については保険金をお支払いしません。ただし、病気を補償する加入タイプに継続加入された場合で、病気を発病した時が、その病気による入院^{*}を開始された日^(*)からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。

(*) 1 「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF09またはF20からF99に規定されたもの以外とし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によります。(特定精神障害補償特約(自動的にセットされます。))のセット後の内容となります。

＜支払対象外となる精神障害の例＞

アルコール依存、薬物依存 など

- (*) 2 これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。
- (*) 3 公的医療保険を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」および「保険外併用療養費」をいいます。
- (*) 4 その病気と医学上因果関係がある病気^{*}を含みます。
- (*) 5 病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。
- (*) 6 疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。

疾病放射線治療保険金
 ★疾病補償特約
 ☆特定精神障害
 補償特約セット
 (欄外(☆)参照)

① 疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気^{*}の治療^{*}のために疾病入院保険金の支払対象期間^{*}(1,095日)中に放射線治療^{*}を受けられたとき。

② 保険期間の開始後^(*)に発病^{*}した病気^{*}の治療のために、保険期間中に放射線治療を受けられた場合

(*) 病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。

1回の放射線治療^{*}について、次の額をお支払いします。

疾病入院保険金日額×10
 (注1) 同一の日に複数回の放射線治療を受けた場合は、いずれか1つの放射線治療についてのみ保険金をお支払いします。

(注2) 疾病放射線治療保険金を支払うべき放射線治療を複数回受けた場合は、疾病放射線治療保険金が支払われることとなった直前の疾病放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、保険金をお支払いしません。

疾病通院保険金
 ★疾病補償特約
 ☆特定精神障害
 補償特約セット
 (欄外(☆)参照)

疾病入院保険金をお支払いする疾病入院が終了し、退院した後、その疾病入院の原因となった病気^{*}の治療^{*}のため、通院^{*}された場合(以下、この状態を「疾病通院」といいます。)

疾病通院保険金日額×疾病通院の日数
 (注1) 疾病通院の日数には以下の日数を含みません。

- ・疾病入院の終了した日の翌日から起算して疾病通院保険金の支払対象期間^{*}(180日)が満了した日の翌日以降の疾病通院の日数。なお、疾病入院保険金の支払対象期間(1,095日)内に疾病入院が終了していない場合には、疾病入院の終了した日または疾病入院保険金の支払対象期間が満了した日の翌日から起算して180日を経過した日のいずれか早い日が疾病入院の終了した日となります。
- ・1回の疾病入院^{*}について疾病通院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数^{*}(90日)に到達した日の翌日以降の疾病通院の日数

(注2) 疾病入院保険金をお支払いする期間中に疾病通院された場合は、疾病通院保険金をお支払いしません。

(注3) 疾病通院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気^{*}を発病^{*}した場合は、疾病通院保険金を重ねてはお支払いしません。

次ページにつづく

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
疾病通院保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット (欄外(☆)参照) がん診断保険金 ★がん診断保険金補償(待機期間不設定型)特約 介護一時金 本人介護 ★介護一時金支払特約	医師[*]によって、病理組織学的所見(生検)により特約記載のがん(悪性新生物)[*]に罹患したことが診断され、治療[*]を開始された場合(保険期間中にがんと診断された場合に限りです。) (注1) 病理組織学的所見(生検)が得られない場合、他の所見による診断も認めることがあります。 (注2) 【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 がん診断保険金を補償する加入タイプに継続加入の場合で、被保険者ががん(悪性新生物)^(*)を発病[*]した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 ① がん(悪性新生物)^(*)を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ② この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、がん(悪性新生物)^(*)を発病した時が、がん診断時の属する日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。 (*)がん(悪性新生物)と医学上因果関係がある病気[*]を含みます。 保険期間中に、被保険者^(*)が要介護状態(要介護3以上の状態)[*]となり、30日を超えて継続した場合 (*) この特約の被保険者として加入者証等に記載された方をいいます。 (注) 【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 被保険者が要介護状態となった場合に補償する加入タイプに継続加入の場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額	前ページよりつづき (注4) 疾病入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気(これと医学上因果関係がある病気[*]を含みます。)によって再度疾病入院に該当した場合で、前の疾病入院の終了後、後の疾病入院が開始するまでの期間中に疾病通院されたときは、その日数を疾病通院の日数に含めて疾病通院保険金をお支払いします。 <u>がん診断保険金額の全額</u> (注1) 保険期間中1回に限ります。 (注2) 被保険者が医師[*]から傷病名の告知を受けていないことにより保険金を請求できない場合は、法律上の配偶者が被保険者に代わって保険金を請求することができません。なお、被保険者に法律上の配偶者がいない場合には、被保険者と生計を共にする配偶者以外の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。)が被保険者に代わって保険金を請求することができます。 <u>介護一時金額の全額</u> (注) 介護一時金をお支払いした場合、この特約は失効します。	疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」((注)を除きます。)のほか、次の場合は保険金をお支払いしません。 ●がん診断時が、この保険契約の始期日^(*)より前の場合 ●既に保険金をお支払いしたがんの再発・転移によるがん(既に保険金をお支払いしたがんと同じ部位に再発したがんを含みます。) など (*) この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の始期日をいいます。 ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による要介護状態 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による要介護状態 ●自動車等[*]の無資格運転、酒気帯び運転[*]中の事故による要介護状態 ●麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用による要介護状態(ただし、治療[*]を目的として医師[*]がこれらのものを用いた場合は、保険金をお支払いします。) ●アルコール依存、薬物依存または薬物乱用による要介護状態(ただし、治療を目的として医師が薬物を用いた場合は、保険金をお支払いします。) ●戦争、その他の変乱[*]、暴動による要介護状態(テロ行為による要介護状態は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
介護一時金 本人介護 ★介護一時金支払特約	前ページよりつづき のうち、いずれか低い金額となります。 ① 要介護状態の原因となった事由が発生した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ② この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、その要介護状態の要介護状態開始日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。		前ページよりつづき 津波による要介護状態 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による要介護状態 ●原因がいかなくとも、頸（けい）部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの* ●健康状況告知のご回答等により補償対象外とする病気（加入者証等に記載されます。その病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。）による要介護状態 など （注）保険期間の開始時^{（*1）}より前に要介護状態の原因となった事由^{（*2）}が生じた場合は、保険金をお支払いしません。 ただし、この特約をセットしたご契約に継続加入された場合で、要介護状態の原因となった事由^{（*2）}が生じた時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、介護一時金をお支払いします。 （*1）この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 （*2）公的介護保険制度*を定める法令の規定による要介護認定または要支援認定の効力が生じた場合を含みます。
親介護一時金 親介護 ★親介護一時金支払特約	保険期間中に、特約被保険者^{（*）}が要介護状態（要介護3以上の状態*）となり、30日を超えて継続した場合 （*）普通保険約款の被保険者の親（姻族を含みます。）のうち、この特約の被保険者として加入者証等に記載された方をいいます。 （注1）【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 親が要介護状態となった場合に補償する加入タイプに継続加入の場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。 ① 要介護状態の原因となった事由が発生した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ② この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、その要介護状態の要介護状態開始日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。 （注2）特約被保険者が保険金請求者となります。なお、特約被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、同居または生計を共にする配偶者等が保険金を請求できることがあります。詳次ページにつづく	親介護一時金額の全額 （注）親介護一時金をお支払いした場合、この特約は失効します。	●保険契約者、特約被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による要介護状態 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による要介護状態 ●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*中の事故による要介護状態 ●麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用による要介護状態（ただし、治療*を目的として医師*がこれらのものをを用いた場合は、保険金をお支払いします。） ●アルコール依存、薬物依存または薬物乱用による要介護状態（ただし、治療を目的として医師が薬物を用いた場合は、保険金をお支払いします。） ●戦争、その他の変乱*、暴動による要介護状態（テロ行為による要介護状態は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による要介護状態 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による要介護状態 ●原因がいかなくとも、頸（けい）部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの* など （注）保険期間の開始時^{（*1）}より前に要介護状態の原因となった事由^{（*2）}が生じた場合は、保険金をお支払いしません。 ただし、この特約をセットしたご契約に継続加入された場合で、要介護状態の原因となった事由^{（*2）}が生じた時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、親介護一時金をお支払いします。 （*1）この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 （*2）公的介護保険制度*を定める法令の規定による要介護認定または要支援認定の効力が生じた場合を含みます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
医療プラン 先進医療費用 保険金 ★先進医療費用 保険金補償特約 ☆特定精神障害 補償特約セット	前ページよりつづき 細はP17の＜代理請求人について＞をご覧ください。 ケガ[※]または病気[※]の治療[※]のため、保険期間中に日本国内において先進医療^(※1)を受けた場合で、被保険者が先進医療に伴う費用を負担されたとき。 (注)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 先進医療に伴う費用を補償する加入タイプに継続加入の場合で、ケガの原因となった事故発生時の時または病気^(※2)を発病[※]した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、先進医療費用保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 ①ケガの原因となった事故発生時の時または病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、ケガの原因となった事故発生時の時または病気^(※2)を発病した時が、そのケガまたは病気によって先進医療を開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。 (※1)「先進医療」とは、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限り、)をいいます。医療技術、医療機関および適応症等が先進医療に該当しない場合、支払対象外となります。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。受療された日現在において、先進医療に該当しない場合、お支払いの対象外となります。 (※2) 先進医療の原因となった病気と医学上因果関係がある病気[※]を含みます。	被保険者が負担された次の費用を被保険者にお支払いします。 ア.先進医療に要する費用^(※) イ.先進医療を受けるための病院等との間の交通費(転院、退院のための交通費を含みます。) ウ.先進医療を受けるための宿泊費(1泊につき1万円限度) (※) 先進医療を受けた場合の費用のうち、保険外併用療養費およびこれに伴う一部負担金以外の費用をいいます。ただし、保険外併用療養費には、保険外併用療養費に相当する家族療養費を含みます。なお、保険外併用療養費とは、公的医療保険制度から給付される部分をいい、一部負担金とは公的医療保険制度と同様の本人負担金をいいます。 (注1) 加害者等から支払われる損害賠償金などがある場合は、被保険者が負担された費用から差し引きます。 (注2) 保険金のお支払額は、保険期間を通じ、先進医療費用保険金額が限度となります。 (注3) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	病気の治療のため先進医療を受けた場合は、疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ。ただし、疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」の(注)を次のとおり読み替えます。 (注) 保険期間の開始時^(※5)より前に被ったケガまたは発病[※]した病気^(※4)については保険金をお支払いしません。 ただし、先進医療に伴う費用を補償する加入タイプに継続加入された場合で、ケガの原因となった事故発生時の時または病気を発病した時が、そのケガまたは病気による先進医療を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 (※4) その病気と医学上因果関係がある病気[※]を含みます。 (※5) 先進医療に伴う費用を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 ケガの治療のため先進医療を受けた場合は、以下にあてはまるときは保険金をお支払いしません。 ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ[※] ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等[※]の無資格運転、酒気帯び運転[※]または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気[※]または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療[※]以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱[※]、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群[※]、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足る医学的他覚所見[※]のないもの ●入浴中の溺水[※](ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)[※]によって生じた肺炎 ●別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●別記の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ●乗用具[※]を用いて競技等[※]をしている間のケガなど (注) 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。
疾病入院時一時金 ★疾病入院時一時金補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット 欄外(☆) 参照	「疾病入院」の状態が、免責期間[※](0日)を超えて継続した場合	疾病入院時一時金額の全額 (注1) 1回の疾病入院[※]につき1回を限度にお支払いします。 (注2) 疾病入院時一時金をお支払いする期間中にさらに疾病入院時一時金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気[※]を発病[※]した場合は、疾病入院時一時金を重ねてはお支払いしません。	疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ。ただし、(注)および(※5)の「病気を補償する加入タイプ」を「この特約をセットしたご契約」と読み替えます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
ゴルファー賠償責任保険金 ★ゴルファー賠償責任保険特約	保険期間中のゴルフの練習中、競技中または指導中の偶然な事故により、被保険者 ^(*) が他人の生命または身体を害したり、他人の物(ゴルフカート等他人から借りたり預かったりした物を除きます。)を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合 (※) 本人をいいます。ただし、本人が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者 [*] および3親等内の姻族に限りします。)を被保険者とします。	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 [*] + 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金 [*] - (被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額) - 免責金額 [*] (0円) (注1) 1回の事故につき、保険金額が限度となります。 (注2) 損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 (注3) 上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 (注4) 日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお引受します。ただし、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。 (注5) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害 ●他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任 ●被保険者と同居する親族 [*] に対する損害賠償責任 ●被保険者の使用人(ゴルフの補助者として使用するキャディを除きます。)が業務従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ●自動車等 [*] の車両(ゴルフ場敷地内 [*] におけるゴルフカートを除きます。)、船舶、航空機、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱 [*] 、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 など
傷害死亡保険金 ★ゴルファー傷害補償特約	保険期間中のゴルフ場敷地内 [*] におけるゴルフの練習中、競技中または指導中の事故によるケガ [*] のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 (注1) 傷害死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。 (注2) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ [*] ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療 [*] 以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱 [*] 、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなくとも、頸(けい)部症候群 [*] 、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの [*] ●入浴中の溺水 [*] (ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなくとも、誤嚥(えん) [*] によって発生した肺炎 など
傷害後遺障害保険金 ★ゴルファー傷害補償特約	保険期間中のゴルフ場敷地内 [*] におけるゴルフの練習中、競技中または指導中の事故によるケガ [*] のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害 [*] が発生した場合	傷害死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合(4%~100%) (注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注2) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療 [*] を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師 [*] の診断に基づき後遺障害 [*] の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注3) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害	(注) 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。

次ページにつづく

保険金の種類		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
		前ページよりつづき		
ゴルフアプラン			保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	(10ページの傷害死亡保険金と同じ)
	傷害入院保険金 ★ゴルフア傷害補償特約	保険期間中のゴルフ場敷地内 [*] におけるゴルフの練習中、競技中または指導中の事故によるケガ [*] のため、入院 [*] された場合(以下、この状態を「傷害入院」といいます。)	傷害入院保険金日額× <u>傷害入院の日数</u> (注1) 傷害入院の日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間 [*] (180日)が満了した日の翌日以降の傷害入院の日数 ・1事故に基づく傷害入院について、傷害入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数 [*] (180日)に到達した日の翌日以降の傷害入院の日数 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ [*] を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。	
	傷害手術保険金 ★ゴルフア傷害補償特約	保険期間中のゴルフ場敷地内 [*] におけるゴルフの練習中、競技中または指導中の事故によるケガ [*] の治療 [*] のため、傷害入院保険金の支払対象期間 [*] (180日)中に手術 [*] を受けられた場合	1回の手術 [*] について、次の額をお支払いします。 ① 入院 [*] 中に受けた手術の場合 <u>傷害入院保険金日額</u> × <u>10</u> ② ①以外の手術の場合 <u>傷害入院保険金日額</u> × <u>5</u> (注)次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ① 同一の日に複数回の手術を受けた場合 傷害手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ② 1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ③ 医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ④ 医科診療報酬点数表において、一連の治療 [*] 過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して傷害手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。	
	傷害通院保険金 ★ゴルフア傷害補償特約	保険期間中のゴルフ場敷地内 [*] におけるゴルフの練習中、競技中または指導中の事故によるケガ [*] のため、通院 [*] された場合(以下、この状態を「傷害通院」といいます。) (注)通院されない場合で、骨折、脱臼、靱(じん)帯損傷等のケガを被った所定の部位 [*] を固定するために医師 [*] の指示によりギブス等 [*] を常時装着したときは、その日数について傷害通院したものとみなします。	<u>傷害通院保険金日額</u> × <u>傷害通院の日数</u> (注1) 傷害通院の日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間 [*] (180日)が満了した日の翌日以降の傷害通院の日数 ・1事故に基づく傷害通院について、傷害通院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数 [*] (90日)に到達した日の翌日以降の傷害通院の日数 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中に傷害通院された場合は、傷害通院保険金をお支払いしません。 (注3) 傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ [*] を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。	
	ゴルフ用品保険金 ★ゴルフ用品補償特約	保険期間中のゴルフ場敷地内 [*] におけるゴルフ用品 ^(*) の盗難またはゴルフクラブの破損・曲損事故が起きた場合 (*)「ゴルフ用品」とは、被保険者が所有するゴルフクラブ、ゴルフボールその他のゴルフ用に設計された物および被服類ならびにそれらを収容するバッグ類	被害物の損害額(被害物の修理費または時価額 [*] のいずれか低い方が限度となります。)をお支払いします。 (注1) 保険金のお支払額は、保険期間を通じ、保険金額が限度となります。 (注2) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害 ●被保険者と同居する親族 [*] の故意による損害 ●ゴルフ用品の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れはがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ●ゴルフ用品の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗装のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷、またはゴルフ用品の汚損であって、ゴルフ用
		次ページにつづく	次ページにつづく	次ページにつづく

京王グループ団体傷害保険 保険金の種類と補償内容

保険金の種類	保険金をお支払いする場合 前ページよりつづき	保険金のお支払額 前ページよりつづき	保険金をお支払いしない主な場合 前ページよりつづき
ゴルフ用品保険金 ★ゴルフ用品補償特約	をいいます。ただし、ゴルフ用に設計された物であっても時計、宝石、貴金属、財布、ハンドバッグ等の携行品は、含みません。 (注1) 自宅駐車場等、ゴルフ場敷地内以外の場所での盗難および破損・曲損事故に対しては保険金をお支払いしません。また、ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品の盗難と同時に発生した場合に限り保険金をお支払いします。 (注2) ゴルフクラブ以外のゴルフ用品の破損・曲損に対しては保険金をお支払いしません。	いただいたうえでご加入ください。	品が有する機能の喪失または低下を伴わない損害(ただし、ゴルフ用品の盗難によって発生した損害の場合は、保険金をお支払いします。) ●ゴルフ用品の置き忘れまたは紛失による損害 ●戦争、その他の変乱[*]、暴動による損害(テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 など
ホールインワン・アルバトロス費用保険金 ★ホールインワン・アルバトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用)	日本国内のゴルフ場[*]において被保険者が達成した次のホールインワン[*]またはアルバトロス[*]について、達成のお祝いとして実際にかかった費用をお支払いします。 ① 次のアおよびイの両方が目撃[*]したホールインワンまたはアルバトロス ア. 同伴競技者[*] イ. 同伴競技者以外の第三者(同伴キャディ[*]等。具体的には次の方をいいます。) 同伴キャディ、ゴルフ場使用人、ゴルフ場内の売店運業者、ワン・オン・イベント業者、先行・後続のパーティのプレイヤー、公式競技参加者、公式競技の競技委員、ゴルフ場に入出りする造園業者・工事業者 など (注)原則として、セルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払いの対象にはなりません。セルフプレーでキャディを同伴していない場合は、同伴キャディの目撃証明に替えて前記の目撃証明がある場合に限り保険金をお支払いします。 ② 達成証明資料^(※1)によりその達成を客観的に証明できるホールインワンまたはアルバトロス なお、対象となるホールインワンまたはアルバトロスは、 ●アマチュアゴルファーが、ゴルフ場で、パー35以上の9ホールを正規にラウンドし、 ●1名以上の同伴競技者と共に(公式競技の場合は同伴競技者は不要です。)プレー中のホールインワン 次ページにつづく	次の費用のうち実際に支出した額 ア. 贈呈用記念品購入費用^(※1) イ. 祝賀会に要する費用 ウ. ゴルフ場[*]に対する記念植樹費用 エ. 同伴キャディ[*]に対する祝儀 オ. その他慣習として負担することが適当な社会貢献、自然保護^(※2)またはゴルフ競技発展に役立つ各種費用、ゴルフ場の使用人に対する謝礼費用、記念植樹を認めないゴルフ場においてホールインワン[*]またはアルバトロス[*]を記念して作成するモニュメント等の費用(ただし、保険金額の10%が限度となります。) (※1) 贈呈用記念品には、貨幣、紙幣、有価証券、商品券等の物品切手、プリペイドカードは含まれません。ただし、被保険者が達成を記念して特に作成したプリペイドカードは贈呈用記念品に含みます。 (※2) 自然保護には、公益社団法人ゴルフ緑化促進会への寄付をご希望される場合などを含みます。 (注1) 保険金のお支払額は、1回のホールインワンまたはアルバトロスごとにホールインワン・アルバトロス費用保険金額が限度となります。 (注2) ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数(引受保険会社、他の保険会社を問いません。)ご加入の場合、ホールインワン・アルバトロス費用保険金のお支払額は単純に合算されず、最も高い保険金額が限度となります。 (注3) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。 (注4) 保険金のご請求には、引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書および各種費用の支払いを証明する領収書等の提出が必要となります。	●日本国外で達成したホールインワン[*]またはアルバトロス[*] ●ゴルフ場[*]の経営者が、その経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス ●ゴルフ場の使用人^(※)が実際に働いているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス など (※)「ゴルフ場の使用人」には、臨時雇いを含みます。

保険金の種類		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
ゴルフプラン	ホールインワン・アルパトロス費用保険金	前ページよりつづき		
	★ホールインワン・アルパトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用)	またはアルパトロスで、 ●その達成および目撃証明を引受保険会社所定のホールインワン・アルパトロス証明書^(※2)により証明できるものに限ります。 (※1)「達成証明資料」とは、ビデオ映像等によりホールインワンまたはアルパトロスの達成を客観的に確認できる記録媒体に記録された映像等資料をいいます。 (※2)「引受保険会社所定のホールインワン・アルパトロス証明書」には次のすべての方の署名または記名・押印が必要です。 (a) 同伴競技者 (b) 同伴競技者以外のホールインワンまたはアルパトロスの達成を目撃した第三者(達成証明資料がある場合は不要です) (c) ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者 (注) この特約は、ゴルフの競技または指導を職業としている方が被保険者となる場合にはセットすることができません。		

(☆) 疾病保険金(疾病入院保険金、疾病手術保険金、疾病放射線治療保険金、疾病通院保険金)、疾病入院時一時金

【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】

病気^{*}を補償する加入タイプ^(※1)に継続加入の場合で、被保険者が疾病入院^(※2)の原因となった病気^(※3)を発病^{*}した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。

① 病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額

② この保険契約のお支払条件で算出した金額

ただし、病気^(※3)を発病した時が、その病気による入院^(※2)を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。

(※1) 疾病入院時一時金においては「この特約をセットしたご契約」と読み替えます。

(※2) 疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。

(※3) 疾病入院^(※2)の原因となった病気と医学上因果関係がある病気^{*}を含みます。

【特約の説明】

セットする特約	特約の説明
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約(自動セット)	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱 [*] 、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
天災危険補償特約(S・W・TAセット)	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ [*] のときも、傷害保険金をお支払いします。
疾病手術保険金等支払倍率変更特約(D1～D6セット)	疾病手術保険金について、入院 [*] 中に受けた手術 [*] の場合のお支払額を、[疾病入院保険金日額]×20に変更します。
熱中症危険補償特約(S・W・TAセット)	保険期間中の急激かつ外来による日射または熱射により被った身体の障害についても、傷害後遺障害保険金、傷害入院保険金、傷害手術保険金または傷害通院保険金をお支払いします。

補償対象外となる運動等／補償対象外となる職業／補償対象外となる主な「携行品」
／補償対象外となる主な「生活用財産」／補償対象外となる主な「受託物」

- 補償対象外となる運動等
山岳登山^(※1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機^(※2)、操縦^(※3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機^(※4)搭乗、ジャイロブレン搭乗
その他これらに類する危険な運動
(※1) ビッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミングを含み、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。
(※2) グライダーおよび飛行船は含みません。
(※3) 職務として操縦する場合は含みません。
(※4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラブレン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。
- 補償対象外となる職業
オートテスター（テストライダー）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手（競輪選手）、モーターボート（水上オートバイを含みます）、競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます）、力士
その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業
- 補償対象外となる主な「携行品」
船舶（ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます）、航空機・自動車・原動機付自転車・雪上オートバイ・ゴーカートおよびこれらの付属品、自転車・ハンググライダー・パラグライダー、義歯、義肢、コンタクトレンズ、補聴器、動物、植物、株券、有価証券（乗車券等、定期券、通貨および小切手は補償の対象となります。）、印紙、切手、預金証書または貯金証書（通帳およびキャッシュカードを含みます。）、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、電子マネー、稿本（本などの原稿）、設計書・図案・証書（運転免許証およびパスポートを含みます。）、帳簿・ひな形・鋳型・木型・紙型・模型・勳章・き章・免許状その他これらに類する物（印章は補償の対象となります。）、テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データ など
- 補償対象外となる主な「生活用財産」
船舶（ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます）、航空機・自動車・原動機付自転車・雪上オートバイ・ゴーカートおよびこれらの付属品、自転車・ハンググライダー・パラグライダー・サーフボード・ウインドサーフィン・ラジコン模型およびこれらの付属品、携帯電話・PHS・ポケットベル等の携帯式通信機器・ノート型パソコン・その他の携帯式パソコン・ワープロ・タブレット端末・ウェアラブル端末等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品、義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、動物、植物、株券、有価証券（乗車券等、定期券、通貨および小切手は補償の対象となります。）、印紙、切手、預金証書または貯金証書（通帳およびキャッシュカードを含みます。）、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、電子マネー、稿本（本などの原稿）、設計書・図案・証書（運転免許証およびパスポートを含みます。）、帳簿・ひな形・鋳型・木型・紙型・模型・勳章・き章・免許状その他これらに類する物（印章は補償の対象となります。）、テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データ など
- 補償対象外となる主な「受託物」
日本国外で受託した物、通貨、預貯金証書、有価証券、印紙、切手、稿本（本などの原稿）、設計書、図案、証書、帳簿、貴金属、宝石、書画、骨董（とう）、彫刻、美術品、自動車（被牽（けん）引車を含みます。）、原動機付自転車・船舶（ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。）、航空機およびこれらの付属品、銃砲、刀剣、上記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のその運動等のための用具、動物、植物等の生物、建物（畳、建具、浴槽、流し、ガス台、調理台、棚および電気・ガス・暖房・冷房設備その他の付属設備を含みます。）、門、塀・垣、物置、車庫その他の付属建物 など

※印の用語のご説明

用語	説明								
円行 アルバトロス	ホールインワン [※] 以外で、各ホールの基準打数よりも3つ少ない打数でカップインすることをいいます。								
医学上因果関係がある病気	医学上重要な関係にある一連の病気 [※] をいい、病名を異にする場合であってもこれを同一の病気として取り扱います。たとえば、高血圧症とこれに起因する心臓疾患または腎臓疾患等をいいます。								
医学的他覚所見のないもの	被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。								
医師	被保険者以外の医師をいいます。								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>特約名称</th><th>特約固有の「医師」の範囲</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>救援者費用等補償特約</td><td>救援対象者[※]以外の医師</td></tr> <tr> <td>介護一時金支払特約</td><td>保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方以外の医師</td></tr> <tr> <td>親介護一時金支払特約</td><td>保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方以外の医師</td></tr> </tbody> </table>	特約名称	特約固有の「医師」の範囲	救援者費用等補償特約	救援対象者 [※] 以外の医師	介護一時金支払特約	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方以外の医師	親介護一時金支払特約	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方以外の医師
特約名称	特約固有の「医師」の範囲								
救援者費用等補償特約	救援対象者 [※] 以外の医師								
介護一時金支払特約	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方以外の医師								
親介護一時金支払特約	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方以外の医師								
1回の疾病入院	疾病入院の退院日の翌日 ^(※) からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気 [※] （これと医学上因果関係がある病気 [※] を含みます。）によって再度疾病入院に該当した場合には、前の疾病入院と後の疾病入院を合わせて「1回の疾病入院」として取り扱います。 (※) 疾病入院時一時金においては、「退院日の翌日」を「退院日」と読み替えます。								
円行 がん(悪性新生物)	上皮内新生物を含みます。								
ギブス等	ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらに類するもの（硬性コルセット、創外固定器、その他医学上ギブスと同程度の安静を保つために用いるものをいい、バストバンド、軟性コルセット、サポーター、頸(けい)椎カラー、厚紙副子、ニーブレース等は含まれません。）をいいます。								
キャンセル費用	サービスの提供を受けられない場合にかかる取消料、違約金等、そのサービスに係る契約に基づき、払戻しを受けられない費用または支払いを要する費用で、被保険者に対して提供されるサービスに係る費用に限り、ただし、被保険者がサービスの提供を受けられなくなった場合において、被保険者に同行する被保険者の配偶者 [※] もサービスの提供を受けられなくなったときは、配偶者に対して提供されるサービスに係る費用も含むものとします。								
救援者	救援対象者 [※] の捜索、救助、移送、看護または事故処理を行うために現地へ赴く救援対象者の親族 [※] （これらの方の代理人を含みます。）をいいます。								
救援対象者	普通保険約款における被保険者をいいます。								
競技等	競技、競争、興行 ^(※) または試運転等をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。 (※) いずれもそのための練習を含みます。								
頸(けい)部症候群	いわゆる「むちうち症」をいいます。								
ケガ	急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。 「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。 「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。 「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。 「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状 ^(※) を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。 ①細菌性食中毒 ②ウイルス性食中毒 (※) 継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。								
ケガを被った所定の部位	次のいずれかの部位（指、顔面等は含まれません。）をいいます。 ・長管骨（上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。）または脊柱 ・長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分（中手骨、中足骨およびそれより指先側は含まれません。）。ただし、長管骨を含めギブス等 [※] の固定具を装着した場合に限り、 ・肋骨・胸骨（鎖骨、肩甲骨は含まれません。）。ただし、体幹部にギブス等の固定具を装着した場合に限り、								
後遺障害	治療 [※] の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見 [※] のないものを除きます。								
公的介護保険制度	介護保険法に基づく介護保険制度をいいます。								
誤嚥(えん)	食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ること等をいいます。								
ゴルフ場	ゴルフの練習または競技を行うための有料の施設（ゴルフ練習場を含みます。）をいいます。								
	ホールインワン・アルバトロス費用補償特約（団体総合生活補償保険用）においては、日本国内に所在するゴルフ競技を行うための有料の施設で、9ホール以上を有するものをいいます。								
ゴルフ場敷地内	ゴルフ場 [※] として区画された敷地内をいい、駐車場および更衣室等の附属施設を含みます。ただし、宿泊のために使用される部分を除きます。								

用語	説明
再調達価額	損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。なお、再取得に必要な額は、被害物を購入したときの金額より低い金額となる場合があります。
時価額	損害が発生した時の発生した場所における保険の対象の価額であって、再調達価額 [*] から使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
支払限度日数	支払対象期間 [*] 内において、支払いの限度となる日数をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数とします。
支払対象期間	適用される保険金の名称 ・傷害入院保険金 ・傷害通院保険金 ・疾病入院保険金 ・疾病通院保険金 支払いの対象となる期間をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数をいいます。なお、入院 [*] が中断している期間がある場合には、その期間を含む継続した期間をいいます。
酒気帯び運転	適用される保険金の名称 ・傷害入院保険金 ・傷害通院保険金 ・疾病入院保険金 ・疾病通院保険金 道路交通法第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等 [*] を運転することをいいます。
手術	次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為 ^(※1) 。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。 ②先進医療 [*] に該当する診療行為 ^(※2) (※1)①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。 (※2)②の診療行為は、治療 [*] を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限り、ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身の薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
乗用具	自動車等 [*] 、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。
親族	6親等内の血族、配偶者 [*] および3親等内の姻族をいいます。
先進医療	手術 [*] または放射線治療 [*] を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの（先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限り、）をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。
その他の変乱	外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
治療	医師 [*] が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診もしくは訪問診療により、治療 [*] を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回のみ通院したものとみなします。
溺水	水を吸引したことによる窒息をいいます。
同伴キャディ	被保険者がホールインワン [*] またはアルバトロス [*] を達成したゴルフ場 [*] に所属し、被保険者のゴルフ競技の補助者としてホールインワンまたはアルバトロスを達成した時に使用していたキャディをいいます。
同伴競技者	被保険者がホールインワン [*] またはアルバトロス [*] を達成した時に、被保険者と同一組で競技していた方をいいます。
入院	自宅等での治療 [*] が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師 [*] の管理下において治療に専念することをいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（内縁関係）にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。
発病	医師 [*] が診断 [*] した発病をいいます。ただし、先天性異常については、医師が診断したことによりはじめて発見されることをいいます。 (※)人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。
病気	被保険者が被ったケガ [*] 以外の身体の障害をいいます。なお、被保険者が病気によって被ったケガについては、病気として取り扱います。
放射線治療	次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為 ② 先進医療 [*] に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為 (注)①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。
ホールインワン	各ホールの第1打が直接カップインすることをいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責期間	支払いの対象とならない期間をいい、加入者証等記載の期間または日数をいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害または費用の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。ゴルフアープランは支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。
目撃	被保険者が打ったボールがホールにカップインしたことを、その場で確認することをいいます。例えば、達成後に被保険者から呼ばれてカップインしたボールを確認した場合は「目撃」に該当しません。
要介護状態 (要介護3以上の状態)	次のいずれかに該当する状態をいいます。 ①公的介護保険制度 [*] の第1号被保険者（65才以上） 要介護3以上の要介護認定の効力が生じた状態 ②公的介護保険制度の第2号被保険者（40才以上65才未満） 要介護3以上の要介護認定の効力が生じた状態。ただし、原因が公的介護保険制度の要介護認定等の対象となる特定疾病（初老期における認知症等の16疾病）に該当しない場合は、要介護3以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態とします。 ③公的介護保険制度の被保険者以外（40才未満） 要介護3以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態

ご加入時にご注意いただきたいこと

【ケガの補償：フルカバー・あっぱれ君・傷害保険、病気の補償：医療プラン・ゴルフプラン 共通】

- この保険は京王電鉄株式会社が保険契約者となる団体契約です。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめのうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。
 - お申込人となれる方は京王電鉄株式会社とそのグループ各社（以下京王グループ）の役員・従業員の方に限ります。
 - この保険で被保険者（補償の対象者）本人^(*)となれる方の範囲は、京王電鉄株式会社とそのグループ各社（以下京王グループ）の役員・従業員およびその家族（配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族ならびに家事使用人をいいます。）です。
- (*) 加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。

<自動継続の取扱いについて>

- 前年にご加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセット・口数での自動継続加入の取扱いとさせていただきます。（年令の進行により保険料表の年令区分が変わる場合は、ご継続時のご年令による保険料となりますのでご了承ください。）
- 日常生活賠償特約等をセットされる場合は、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。
- この保険の保険期間は1年間となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- 保険金請求状況等とは、加入者間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合、飲酒運転等の法令違反や事実を偽った保険金請求が行われた場合等をいいます。
- 引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。
- ご加入の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款および特約によって定まります。詳細は普通保険約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

- お客さまのご加入内容が登録されることがあります。損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人 日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。

<経営破綻した場合等の保険契約者の保護について>

- 【団体総合生活補償保険（MS & AD型）】（ケガの補償・病気の補償）
- ・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
 - ・損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。

この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。

{病気の補償}

保険金、解約返れい金等は90%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。

{ケガの補償}

保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

{上記以外の保険金}

保険金、解約返れい金等は補償されます。補償割合については、引受保険会社または代理店・扱者までお問い合わせください。

【団体総合生活補償保険】（ゴルフプラン）

- ・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
- ・この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります（保険契約者が個人、小規模法人、マンション管理組合（以下、「個人等」といいます。）以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかわる部分については、下記補償の対象となります。）。
- ・損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

【ケガの補償：フルカバー・あっぱれ君・傷害保険、ゴルフプラン】

この保険契約は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。それぞれの引受保険会社は、引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、引受保険会社は、幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。引受保険会社は次のとおりです。

三井住友海上火災保険株式会社（幹事会社） 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 東京海上日動火災保険株式会社 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
（なお、それぞれの会社の引受割合は決定しだいで案内します）

【病気の補償：医療プラン】

- 病気の補償：医療プランの被保険者（補償の対象者）としてご加入いただける方は次のいずれも満たす方に限ります。

①保険期間の開始時点で生後15日以上～満69才の方（継続の場合は満74才まで）

②健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方

●健康状況告知について

①現在の健康状況につき健康状況告知欄に、保険者（補償の対象者）ご自身（または親権者）^{*}でご記入のうえ、署名ください。万一、記載事項に誤りがあると保険金のお支払いができないことがありますのでご注意ください。

※告知時における被保険者の年令が満15才未満の場合には、親権者のうちいずれかの方がお答えください。

②健康状況告知の内容によっては、ご契約をお引受できない場合または特定の疾病・症状について保険金をお支払いしないことを条件にお引受する場合がありますのであらかじめご了承ください。

③ご加入をお引受した場合でも、ご加入時より前に発病した病気（発病日は医師の診断によります。）については保険金をお支払しません。この場合、健康状況告知に誤りがないときにつきましても保険金をお支払いしません。ただし、継続加入である場合で、病気を発病し

たときが、その病気による疾病入院を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いできることがあります。

【共通】

<保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡>

●保険金をお支払いする場合に該当したときは、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手續につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

<保険金支払いの履行期>

●引受保険会社は、保険金請求に必要な書類^(※1)をご提出いただいたからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認^(※2)を終えて保険金をお支払いします。^(※3)

- (※1) 保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。
- (※2) 保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。
- (※3) 必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

<保険金のご請求時にご提出いただく書類>

●被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただきます。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

【ご提出いただく書類】

以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの

- ・引受保険会社所定の保険金請求書
- ・引受保険会社所定の同意書
- ・事故原因・損害状況に関する資料
- ・被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料（住民票、健康保険証（写）等）
- ・引受保険会社所定の診断書
- ・診療状況申告書
- ・公の機関（やむを得ない場合は第三者）等の事故証明書
- ・死亡診断書
- ・他から支払われる損害賠償金・保険金、給付金等の額を確認する書類
- ・損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類
- ・引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これらに類する書類

事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。

<代理請求人について>

●高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(※)等（以下「代理請求人」といいます。詳細は（注）をご参照ください。）が保険金を請求できることがあります。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。また、**本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。**

（注）①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(※)」

② 上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保

険金を請求できない事情がある場合

「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」

- ③ 上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「上記①以外の配偶者^(※)」または「上記②以外の3親等内の親族」

（※）法律上の配偶者に限ります。

●法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する特約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことなどがありますのでご注意ください。

<示談交渉サービス>

日本国内において発生した、日常生活賠償特約の対象となる賠償事故について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお受けいたします。また、日本国内において発生した賠償事故で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。

<示談交渉を行うことができない主な場合>

- 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償特約で定める保険金額を明らかに超える場合
- 相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合
- 相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
- 被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

●携行品損害保険金、住宅内生活用動産保険金、受託物賠償責任保険金の対象となる盗難事故が発生した場合、必ず警察に届け出てください。

●柔道整復師（接骨院、整骨院等）による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼（はり）・灸（きゅう）・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。

●ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

【病気の補償：医療プラン】

<税法上の取扱い>（2019年7月現在）

●払い込んでいただく保険料のうち、疾病保険金部分の保険料等は生命保険料控除のうち介護医療保険料控除の対象となり、所得税について最高40,000円まで、住民税について最高28,000円までが毎年の課税対象額から控除されます。

（注1）傷害保険金部分の保険料等は、保険料控除の対象となりません。特に、「ケガの補償」の場合、保険料控除の対象となる保険料はありませんので、ご注意ください。

（注2）なお、この取扱いは今後の税制改正によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。

重要事項のご説明

契約概要のご説明 ＜団体総合生活補償保険＞

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

I. 団体総合生活補償保険 (MS&AD 型)

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

この保険は、被保険者（補償の対象者）が事故によりケガをされた場合（傷害補償特約等をセットした場合）や病気になる場合（疾病補償特約等をセットした場合）等に保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。特約をセットすることで、携行品損害、賠償責任など日常でのさまざまな事故を補償することも可能です。

加入タイプ	被保険者の範囲 (○：被保険者の対象 —：被保険者の対象外)		
	本人 ^(*)	配偶者	その他親族
本人型	○	—	—

主な特約	特約固有の被保険者の範囲
疾病補償特約	本人 ^(*) のうち、次のすべてに該当する方 ・保険期間の開始時点で生後15日以上満69才以下の方（継続の場合は満74才まで） ・健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方
がん診断保険金補償（待機期間不設定型）特約	
疾病入院時一時金補償特約	
介護一時金支払特約 [本人介護]	(a) 本人 ^(*) (b) 本人 ^(*) の配偶者 (c) 同居の親族（本人 ^(*) またはその配偶者と同居の、本人 ^(*) またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族） (d) 別居の未婚の子（本人 ^(*) またはその配偶者と別居の、本人 ^(*) またはその配偶者の未婚の子） (e) (a) から (d) までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方 ^(*) 。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。
先進医療費用保険金補償特約	
日常生活賠償特約	(a) 本人 ^(*) (b) 本人 ^(*) の配偶者 (c) 同居の親族（本人 ^(*) またはその配偶者と同居の、本人 ^(*) またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族） (d) 別居の未婚の子（本人 ^(*) またはその配偶者と別居の、本人 ^(*) またはその配偶者の未婚の子） (e) (a) から (d) までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方 ^(*) 。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。
受託物賠償責任補償特約	(a) 本人 ^(*) (b) 本人 ^(*) の配偶者 (c) 同居の親族（本人 ^(*) またはその配偶者と同居の、本人 ^(*) またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族） (d) 別居の未婚の子（本人 ^(*) またはその配偶者と別居の、本人 ^(*) またはその配偶者の未婚の子） (e) (a) から (d) までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方 ^(*) 。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。
救済費用等補償特約	(a) 本人 ^(*) (b) 本人 ^(*) の配偶者 (c) 同居の親族（本人 ^(*) またはその配偶者と同居の、本人 ^(*) またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族） (d) 別居の未婚の子（本人 ^(*) またはその配偶者と別居の、本人 ^(*) またはその配偶者の未婚の子） (e) (a) から (d) までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方 ^(*) 。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。
親介護一時金支払特約 [親介護]	本人 ^(*) の親（姻族を含みます。2名までを限度とします。）のうち、加入申込票の特約被保険者欄に記載された次のすべてに該当する方 ・保険期間の開始時点で満40才以上満84才以下の方 ・健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方

- (*)1 加入申込票の被保険者ご本人記載の方をいいます。
- (*)2 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。
- (注) 同居・別居の別および続柄は保険金支払事由発生の際におけるものをいいます。住民票上は同居となっても実態が別居の場合は、ここいう同居には該当しません。
- (2) 補償内容
保険金をお支払いする場合はP1～P9、P13～P15のとおりです。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。
 - ① 保険金をお支払いする場合（支払事由）と保険金のお支払額
P1～P9、P13～P15をご参照ください。
 - ② 保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）
P1～P9、P13～P15をご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。
- (3) セットできる主な特約およびその概要
P1～P9、P13～P15をご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。
- (4) 保険期間
この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。
- (5) 引受条件
ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、本紙の保険金額欄および加入申込票、普通保険約款・特約等にてご確認ください。
 - ・保険金額は被保険者（補償の対象者）の方の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受できない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。

2. 保険料

保険料は保険金額・被保険者（補償の対象者）の方の年齢等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

3. 保険料の払込方法について

本紙をご参照ください。
分割払の場合には、払込回数により、保険料が割増となっています。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退（解約）に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたします。始期日から解約日まで期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求をする場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。「注意喚起情報のご説明」の「7. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

Ⅱ. 団体総合生活補償保険(ゴルファープラン)

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

この保険は、被保険者(補償の対象者)が法律上の損害賠償責任を負われた場合等に保険金をお支払いします。なお、被保険者の範囲は次のとおりです。

主な特約	被保険者の範囲
ゴルファー賠償責任保険特約	(a) 本人 ^(※1) (b) 本人 ^(※1) が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方 ^(※2) 。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。
ゴルファー傷害補償特約	本人 ^(※1) のみが被保険者となります。
ゴルフ用品補償特約	
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用)	

(※1) 加入申込票の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。

(※2) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。

(注) 同居・別居の別および続柄は保険金支払事由発生の際におけるものをいいます。住民票上は同居となっても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。

(2) 補償内容

保険金をお支払いする場合はP10～15のとおりです。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

① 保険金をお支払いする場合(支払事由)と保険金のお支払額

P10～15をご参照ください。

② 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)

P10～15をご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3) セットできる主な特約およびその概要

P10～15をご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

(4) 保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

(5) 引受条件

お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、本紙の保険金額欄および加入申込票、普通保険約款・特約等にてご確認ください。
ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。
・保険金額は被保険者(補償の対象者)の方の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受できない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。

2. 保険料

保険料は保険金額等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

3. 保険料の払込方法について

本紙をご参照ください。

分割払の場合には、払込回数により、保険料が割増となっています。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。「注意喚起情報のご説明」の「7. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。

詳細は、三井住友海上ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)または引受保険会社のホームページをご覧ください。

注意喚起情報のご説明

<団体総合生活補償保険>

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

I. 団体総合生活補償保険 (MS&AD 型)

1. クーリングオフ説明書（ご契約のお申込みの撤回等）

この保険は京王電鉄株式会社が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2. 告知義務等

(1) 告知義務（ご加入時にお申出いただく事項）

- 被保険者（補償の対象者）には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

①他の保険契約等^(*)に関する情報

- (*)同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。
- ②被保険者の「生年月日」「年令」（病気を補償する契約に限り。）
- ③被保険者の健康状況告知（病気を補償する契約に限り。）

（注）告知事項の回答にあたっては、「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧ください。

(2) その他の注意事項

- 同種の危険を補償する他の保険契約等^(*)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込票の保険金請求履歴欄にその内容を必ず記入してください。
- (*)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。

保険金受取人	傷害死亡保険金	・傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。 (注)傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。なおこの場合、保険契約者と被保険者が異なるご契約を被保険者の同意のないままにご契約されていたときは、保険契約が無効となります。また、ご契約後に傷害死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。
	上記以外	・普通保険約款・特約に定めております。

- ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。
- 被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約^(*)の解約を求めるこ

とができます。この場合、保険契約者はこの保険契約^(*)を解約しなければなりません。

- ①この保険契約^(*)の被保険者となることについて、同意していなかったとき
 - ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があった場合
 - ・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気を発生させ、または発生させようとしたこと。
 - ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する場合
 - ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
 - ⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約^(*)の存続を困難とする重大な事由を発生させた場合
 - ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約^(*)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合
- また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。
- (*)保険契約

その被保険者に係る部分に限ります。

■複数のご契約があるお客さまへ

次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の可否を判断のうえ、ご加入ください。

- (注)複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご加入を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外となったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約>

今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例
団体総合生活補償保険 (MS&AD 型) 日常生活賠償特約	自動車保険 日常生活賠償特約

3. 補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、本紙記載の方法により払込みください。本紙記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

P1～P9、P13～P15をご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2) 重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気を発生させ、または発生させようとしたこと。
- ② 被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④ 他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤ 上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

- (1) 保険料は、本紙記載の方法により払込みください。本紙記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。
- (2) 分割払の場合で、保険金をお支払いする場合は発生し、保険金を支払うことにより契約の全部または一部が失効（または終了）したときには、未払込みの分割保険料を請求させていただくことがあります。

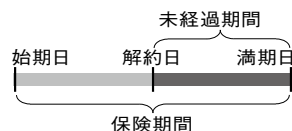
6. 失効について

ご加入後に、被保険者が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、傷害死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。

7. 解約と解約返れい金

ご加入を中途で脱退（解約）される場合には、ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

- ・脱退（解約）日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。



- ・始期日から脱退（解約）日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。

8. 保険会社破綻時等の取扱い

P16をご参照ください。

9. 個人情報の取扱いについて

P19をご参照ください。

10. 「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」のご注意

現在のご契約について解約、減額などの契約内容の変更をされる場合には、被保険者にとって不利益となることがあります。また、新たにお申込みの保険契約についても制限を受ける場合があります。

(1) 現在のご契約について解約、減額などをされる場合の不利益事項

- ① 多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込みいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。特にご契約後短期間で解約された場合の解約返れい金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- ② 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失うことがあります。

(2) 新たな保険契約（団体総合生活補償保険（MS&AD型））をお申込みされる場合のご注意事項

- ① 新たにお申込みの保険契約については、被保険者の健康状況などによりご加入をお引受できない場合や、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受する場合があります。
- ② 新たにお申込みの保険契約については、その保険契約の保険期間の開始時より前に発生している病気やケガ等に対しては保険金をお支払いできないことがあります。
- ③ 新たにお申込みの保険契約については、現在のご契約と商品内容が異なることがあります。新たな保険契約にご加入された場合、新たな保険契約の始期日における被保険者の年齢により計算された保険料が適用されるとともに、新たな保険契約の普通保険約款・特約が適用されます。
- ④ 新たにお申込みの保険契約については、保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が解約・減額される契約と異なることがあります。

II. 団体総合生活補償保険（ゴルフープラン）

1. クーリングオフ説明書（ご契約のお申込みの撤回等）

この保険は京王電鉄株式会社が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2. 告知義務等

(1) 告知義務（ご加入時にお申出いただく事項）

■被保険者（補償の対象者）には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。

■告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

・他の保険契約等^(*)に関する情報

(*) 同種の危険を補償する他の保険契約等で、ゴルフープラン、個人賠償責任保険、団体総合生活補償保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

(2) その他の注意事項

■同種の危険を補償する他の保険契約等^(*)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込票の保険金請求履歴欄にその内容を必ず記入してください。

(*) 「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、ゴルフープラン、個人賠償責任保険、団体総合生活補償保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

■保険金受取人について

保険金受取人	傷害死亡保険金	・傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。 (注) 傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。なおこの場合、保険契約者と被保険者が異なるご契約を被保険者の同意のないままにご契約されていたときは、保険契約が無効となります。また、ご契約後に傷害死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。
	上記以外	・普通保険約款・特約に定めております。

■ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

■ゴルフープラン傷害補償特約（以下、傷害補償特約とします。）の被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者に傷害補償特約^(*)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者は傷害補償特約^(*)を解約しなければなりません。

- ① 傷害補償特約^(*)の被保険者となることについて、同意していなかった場合
- ② 保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があった場合
 - ・引受保険会社に傷害補償特約^(*)に基づく保険金を支払わせることを目的としてケガ等が発生させ、または発生させようとしたこと。
 - ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する場合
- ④ 他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤ ②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、傷害補償特約^(*)の存続を困難とする重大な事由が発生させた場合
- ⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、傷害補償特約^(*)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に傷害補償特約^(*)の解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。

(*) 傷害補償特約

その被保険者に係る部分に限ります。

■複数のご契約があるお客さまへ

次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

（注）複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご加入を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外となったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

＜補償が重複する可能性のある主な特約＞

	今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例
①	団体総合生活補償保険 ゴルフ・賠償責任保険特約	自動車保険 日常生活賠償特約
②	団体総合生活補償保険 ゴルフ用品補償特約	団体総合生活補償保険 携行品損害補償特約
③	団体総合生活補償保険 ホールインワン・アルバトロス費用補償特約 （団体総合生活補償保険用）	ゴルフ保険 ホールインワン・アルバトロス費用補償特約

8. 保険会社破綻時等の取扱い

P16をご参照ください。

9. 個人情報の取扱いについて

P19をご参照ください。

3. 補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、本紙記載の方法により払込みください。本紙記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

P10～15をご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2) 重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として損害またはケガを発生させ、または発生させようとしたこと。
- ② 被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④ 他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤ 上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

- (1) 保険料は、本紙記載の方法により払込みください。本紙記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。
- (2) 分割払の場合で、保険金をお支払いする場合は発生し、保険金を支払うことにより契約の全部または一部が失効（または終了）したときには、未払込みの分割保険料を請求させていただくことがあります。

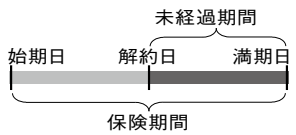
6. 失効について

ご加入後に、被保険者が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、傷害死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。

7. 解約と解約返れい金

ご加入を中途で脱退（解約）される場合は、ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

- ・脱退（解約）日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。



- ・始期日から脱退（解約）日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。

この保険商品に関するお問い合わせは

【代理店・扱者】
京王観光株式会社 保険事業部 TEL 03-5351-7135

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」
0120-632-277（無料）
電話受付時間：平日 9:00～20:00
土日祝日 9:00～17:00
（年末・年始は休業させていただきます。）
※2020年10月より平日の電話受付時間は9:00～19:00になります。

万一、事故が起こった場合や、ケガをされたり、病気になられた場合は

遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。
24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」
0120-258-189（無料）
事故は いち早く

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター
〔ナビダイヤル（全国共通・通話料有料）〕0570-022-808
・受付時間〔平日 9:15～17:00（土日・祝日および年末年始を除きます）〕
・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。
・おかけ間違いにご注意ください。
・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
（<http://www.sonpo.or.jp/efforts/adr/>）

ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

1. 保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご確認ください。

「重要事項のご説明」に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否をご確認ください。

保険金のお支払事由(主契約、セットしている特約を含みます。)
保険金額(ご契約金額)
保険期間(保険のご契約期間)
保険料・保険料払込方法

2. 加入申込票への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。

内容をよくご確認いただき、加入申込票に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。

記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

①皆さまがご確認ください。

・加入申込票の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？

「年令」欄は保険始期日時点での満年令をご記入ください。

*ご記入いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取り扱うことがあります。

または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？

・加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか？

*ご加入いただく保険商品の加入申込票によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。

②以下に該当する内容をお申込みの方のみご確認ください。

◆「健康状況告知をしていただく契約のタイプをお申込みの場合のみ」ご確認ください。

被保険者(補償の対象となる方)の健康状況を「健康状況告知書質問事項回答欄」に正しくご記入いただいていますか？

3. 次のいずれかに該当する場合には「加入申込票」のご提出が必要ですのでご確認ください。

・この保険制度に新規加入される場合

・既にご加入の内容を変更してご継続される場合(被保険者の変更、補償内容の変更 など)

・既にご加入されているがご継続されない場合

団体総合生活補償保険(MS&AD型) 健康状況告知書ご記入のご案内 (必ずお読みください)

以下の注意点を読んで、加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご記入ください。

○継続加入の場合で、保険責任を加重^(*)することなく継続いただく場合には、あらためて健康状況を告知いただく必要はありません。

(*) 保険金額の増額、支払限度日数の延長等、疾病にかかわる補償を拡大することをいいます。

1. 健康状況告知の重要性

健康状況について告知いただく内容は、引受保険会社が公平な引受判断を行うための重要な事項です。必ず被保険者(補償の対象者)ご自身が、ありのままを正確に漏れなくお答えください。

(注) 告知時における年齢が満15才未満の場合には、親権者のうちいずれかの方がお答えください。

特約の名称	特約固有の取扱い
親介護一時金支払特約 親介護	- 基本補償部分の被保険者(子)が特約被保険者(親)を代理して回答(記入・署名)ください。告知にあたっては、特約被保険者(親)について、ご存知の内容に基づき回答されるのではなく、この書面および「健康状況告知書質問事項」を特約被保険者(親)にご説明のうえ、質問事項に対する回答をそのまま記入ください。 - 特約被保険者への確認方法についても「確認方法」欄に記入ください。

2. 正しく告知されなかった場合の取扱い

「健康状況告知書質問事項」について、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、ご加入内容が解除または取消しとなり、保険金をお支払いできないことがあります。

3. 書面によるご回答のお願い

- ・代理店・扱者には告知受領権があり、代理店・扱者に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。
- ・代理店・扱者への口頭によるご回答では、健康状況を告知いただいたことになりません。必ず加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」へのご記入にてご回答いただきますようお願いいたします。

4. 「健康状況告知書質問事項」に該当される場合

「健康状況告知書質問事項」に該当された場合、ご加入のお引受について次の取扱いとさせていただきます。

特約の名称	取扱い
疾病補償特約	次のいずれかとなります。 ①特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受します。 この場合でも、特定の疾病・症状群に該当しないものは、「6. 保険期間の開始前の発病等の取扱い」が適用されます。 ②ご加入はお引受できません。
がん診断保険金補償(待機期間不設定型)特約	
疾病入院時一時金補償特約	
介護一時金支払特約 本人介護	
先進医療費用保険金補償特約	
親介護一時金支払特約 親介護	ご加入はお引受できません。

5. 現在の契約を解約・減額し、新たなご加入を検討されているお客さまへ

※詳しくは重要事項のご説明(注意喚起情報)をご覧ください。

現在の契約を解約・減額し、新たにご加入される場合も、新規にご加入される場合と同様に「健康状況告知書質問事項」にお答えいただく必要があります。現在の健康状況等によっては、ご加入できなかったり、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受することがあります。また、正しく告知をされなかった場合にはご加入内容が解除または取消しとなる場合があります。

6. 保険期間の開始前の発病等の取扱い

特約の名称	取扱い
疾病補償特約	ご加入をお引受した場合でも、ご加入時 ^(※1) より前に発病した病気 ^(※2) については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、病気を発病した時が、疾病入院を開始された日 ^(※3) からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
疾病入院時一時金補償特約	
先進医療費用保険金補償特約	ご加入をお引受した場合でも、ご加入時 ^(※1) より前に被ったケガまたは発病した病気 ^(※2) については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、先進医療を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
がん診断保険金補償(待機期間不設定型)特約	ご加入をお引受した場合でも、ご加入時 ^(※1) より前に発病したがん(悪性新生物) ^{(※4)(※5)} については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、がんを発病した時が、医師によってがんと診断された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
介護一時金支払特約 本人介護	ご加入をお引受した場合でも、ご加入時 ^(※1) より前に要介護状態の原因となった事由が生じていた場合は、保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、要介護状態の原因となった事由が生じた時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
親介護一時金支払特約 親介護	

- (※1) 同一の保険金を補償する加入タイプを継続加入される場合は、継続加入してきた最初のその保険金を補償する加入タイプのご加入時をいいます。
- (※2) その病気と医学上因果関係がある病気を含みます。発病日は医師の診断（人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。）によります。
- (※3) 疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。
- (※4) 転移したがんを含みます。転移したがんとは、原発巣（最初にがんが発生した場所をいいます。）が同じであると診断されたがんをいい、そのがんと同じ部位に再発したがんを含みます。
- (※5) そのがんと医学上因果関係がある病気を含みます。発病日は医師の診断（人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。）によります。

7. その他ご留意いただく点

- ・ご加入のお申込後または保険金のご請求の際、引受保険会社の社員または引受保険会社で委託した確認担当者が健康状況の告知内容等を確認させていただく場合があります。
- ・「健康状況告知書質問事項」にご回答いただいた後に、万一、告知内容の漏れ・誤りに気づかれた場合は代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。告知内容の訂正の手続きをご案内します。ただし、お申出内容によっては訂正をお受けできずご加入をそのまま継続いただけない場合があります。

特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件で ご加入されているお客さまへ

特約の名称	取扱い
疾病補償特約	継続時に、あらためて健康状況の告知を行うことにより、新たな告知内容に応じた条件で継続加入いただくことができます。 【ご注意】 ◎現在の健康状況等によっては、継続加入できなかつたり、保険金をお支払いしない疾病・症状群が追加・変更されたりすることがあります。 ◎特約によっては、新たな告知内容に応じた条件で継続いただいた場合でも、保険金のお支払額は、発病等時点の保険契約の条件で算出した金額となる場合があります。 ◎保険期間の途中で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。
先進医療費用保険金補償特約	
がん診断保険金補償（待機期間不設定型）特約	
疾病入院時一時金補償特約	
介護一時金支払特約 本人介護	
親介護一時金支払特約 親介護	特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件で加入することはできませんので、説明すべき事項はありません。

<加入申込票 記入例> 京王グループ団体傷害保険

住所(漢字・カナ)・会社名(カタカナ)・所属コードをご記入ください。

加入者の社員番号・電話番号・生年月日・性別をご記入ください。

記入した日をご記入ください。

京王グループ 団体傷害保険加入申込票 兼 健康状況告知書

STEP 1 申込人情報と手続区分についてご確認のうえご記入ください。

申込人氏名をカタカナでご記入いただき、その下に加入内容をご確認のうえ申込人がご署名ください。

住所	317 (カタカナ) トウキョウト チョダク カンダスルガダイ 3-11-1 〒123-4567 012 東京都 千代田区 神田駿河台 3-11-1		
申込人氏名	307 (カタカナ) ケイオウ タロウ 「ご記入内容確認事項」についてご確認のうえ、 「ご記入内容」に同意の上、 「ご記入内容」に同意の上、 「ご記入内容」に同意の上、	317 (カタカナ) 京王太郎 「ご記入内容確認事項」についてご確認のうえ、 「ご記入内容」に同意の上、 「ご記入内容」に同意の上、 「ご記入内容」に同意の上、	京王太郎
会社名	018 (カタカナ) ケイオウデンテツ	所属コード	019 112002

加入申込日	令和 1 年 9 月 15 日
社員番号	0001234567
電話番号	03-1234-5678
生年月日	63 年 7 月 7 日
性別	男

病氣用

STEP 2 申込内容と健康状況(告知)についてご確認のうえご記入ください。

補償の対象となる方(被保険者名)の氏名をカタカナでご記入いただき、生年月日、年令(2019年11月25日時点)、性別と裏面をご確認いただき職業名・職種コード・団体との関係をご記入ください。

団体総合生活補償保険(MS&AD型)疾病補償用		ご加入されるセット名をご記入ください。	
氏名	390 (カタカナ) ケイオウ タロウ	医療プラン	002
生年月日	63 年 7 月 7 日	プラン名	D5
年令	31 才	性別	男
職業名・職種コード	576 (カタカナ) で記入 ジムジウジシャ	関係	1
職種コード	312	関係	1
告知書ご署名欄		告知書ご署名欄	
告知書ご署名欄		告知書ご署名欄	

<親介護オプション>に新たにご加入される方
・特約区分は「一時金のみ」に〇印をご記入ください。
・該当の続柄に〇印をご記入ください。
・親御さま(特約被保険者)氏名をカタカナでご記入ください。
・親御さま(特約被保険者)の生年月日、年令を被保険者本人が親御さま(特約被保険者)を代理してご記入ください。
・親御さま(特約被保険者)に、裏面の「親介護・一時金専用」の健康状況告知書質問事項を確認のうえ、基本部分の被保険者本人が親御さま(特約被保険者)を代理して質問1~4のそれぞれに必ず「はい」「いいえ」で回答し、該当に〇印をつけてください。質問1~4のうち、いずれか1つでも「はい」がある場合には、お引き受けできません。
<確認方法>
親御さま(特約被保険者)へのご確認方法を裏面の「親介護・一時金専用」の健康状況告知書質問事項の「確認方法」から選択し、〇印をつけてください。複数に該当する場合は、最も番号の若い(小さい)確認方法に〇印をつけてください。
・基本部分の被保険者本人が回答内容を確認のうえご署名いただき、告知日をご記入ください。親御さま(特約被保険者)の署名は不要です。また、年令が満15才未満の被保険者については、親権者が確認・ご署名ください。

被保険者本人が回答内容をご確認のうえ、ご署名いただき、告知日をご記入ください。告知時における被保険者の年令が満15才未満の場合には、親権者が確認・ご署名ください。
新たに病氣補償セットにご加入される方は、被保険者本人がご記入ください。裏面の「親介護・一時金以外用」の健康状況告知書質問事項をご覧いただき、質問1~3(3は16才以上の女性のみ)のそれぞれに必ず「はい」「いいえ」どちらかに〇印をつけてください。「はい」の方は、裏面の疾病・症状一覧表でご確認のうえ、該当疾病(A欄、B欄)、特定疾病対象外欄にご記入ください。訂正される場合は被保険者本人が訂正箇所を二重線で消して、正しい内容をご記入のうえ、訂正署名(⇒訂正項目付近に被保険者ご自身(15才未満の場合は親権者)が署名)してください。
(告知者ご署名欄)
告知者署名欄は、被保険者本人が回答内容をご確認のうえ、ご署名ください。告知時における被保険者の年令が満15才未満の場合には、親権者が確認・ご署名ください。
<例>「親権者 京王太郎」

STEP 3 他の保険契約等、保険金請求歴がある場合は、こちらまでご確認のうえご記入ください。

※他の保険会社等における契約内容、自賠責、生命保険契約、共済契約を教えてください。	※(1)他の保険会社等への保険金請求を教えてください。
同様の治療を補償する他の保険契約等(団体総合生活補償保険、普通傷害保険、賠償責任保険等)をいいます。いざいも補償対象となります。ご記入ください。	過去3年以内に病気・ケガまたは事故で保険金(合計して5万円以上)を請求されたことがありますか?
※他の保険契約等がありますか? (あり)	保険金請求歴がありますか? (あり)

他の保険契約・保険金請求歴について全被保険者分をご確認いただき、回答が「あり」の場合、裏面に被保険者ごとに回答の内容をご記入ください。

331 特記事項

メッセージ

必ずお選びください。

団体総合生活補償保険 (MS&AD 型)

団体総合生活補償保険

センター送付

000 AAA 020 994

PR06 03 X LF 354(4)

手続区分 下記のいずれかに○をしてください

☐ 新規に加入する	→ 全ての内容をご記入のうえ、ご署名・ご提出ください。
☐ 内容を変更する (前年度加入内容に追加・変更して継続する)	→ 変更した内容をご記入のうえ、ご提出ください。
☐ 継続加入しない	→ ご署名のうえ、ご提出ください。

内容を変更せず継続する場合は、ご提出不要です。

保 険 期 間

令和 1 年 11 月 25 日 から

令和 2 年 11 月 25 日 まで

団体名

加入者番号

旧加入者番号

旧識別コード

0001234567

補償の対象となる方 (被保険者名) の氏名をカタカナでご記入いただき、生年月日、年令 (2019年11月25日時点)、性別と裏面をご確認いただき職業名・職種コード・団体との関係をご記入ください。

ケガ用

火災保険株式会社

最終員の健康状況告知書質問事項に対する下記回答は事実と相違ありません。告知内容が事実と相違していた場合、保険契約を解除され保険金の支払いを受けられないことがあります。また、個人情報に同意します。 (健康状況告知書ご記入のご案内) を受け取り、内容をしました。

団体総合生活補償保険 (MS&AD型) 傷害補償用 (ケガ補償 (本人型))

---/J2

氏名	フルカパー あっぱれ君	傷害保険	日常生活賠償	その他項目
氏名 L67 (漢字) ケイオウ タロウ 生 年 月 日 323 (T) 大正 30 昭和 (H) 平成 63 年 7 月 7 日 年 令 303 (S) 満 31 才 性別 302 (M) 男 1 女 2 職業名・職種名 576 カタカナで記入 ジムジウジシャ 職 種 312 11 団体との関係 L18 1	S W 1	TA 1	K 1	項目No. 内 容

セットを選択の上、□数をご記入ください。

(フルカパー・あっぱれ君 'S' の注意)

セット名欄の 'S' に○印を記入のうえ、日常生活賠償欄の 'K' に○印を必ずご記入ください。

ケイオウ ハナコ

フルカパー あっぱれ君

傷害保険

日常生活賠償

その他項目

項目No.

内 容

団体総合生活補償保険 (ゴルフプラン)

---/L1

基本プラン (必須選択)

氏名	基本プラン (必須選択)	その他項目
氏名 L67 (漢字) ケイオウ タロウ 生 年 月 日 323 (T) 大正 30 昭和 (H) 平成 63 年 7 月 7 日 年 令 303 (S) 満 31 才 性別 302 (M) 男 1 女 2 職業名・職種名 576 カタカナで記入 ムシヨク 職 種 312 91 団体との関係 L18 2	GA GB GC	項目No. 内 容

基本セットをお選びください。

ご記入にあたって

●「※」印の項目は、ご契約に際して引受保険会社がおたずねする特に重要な事項 (告知事項) です。事実と相違する場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払できないことがありますので、十分ご確認のうえご回答 (記入) ください。

● 疾病を補償するセットに新たに加入する場合、または、疾病補償について保険責任を加重 (保険金額の増額、特約追加など) する場合は、最終頁裏面の質問事項につき、正確にご回答ください。

●「○」年令は保険始期日現在でご記入ください。
(保険期間途中でご加入される場合も、中途加入日現在ではなく、団体契約の保険始期日現在の年令をご記入ください。)

● 職種コードは裏面をご参照ください。職業名・職種名は裏面の職種コード一覧を参照のうえ、カタカナ20文字以内でご記入ください。

●「◆」団体との関係について下記該当の数字 (いずれか1つ) をご記入ください。

・団体の 1: 構成員 (子会社・関連会社の構成員、退職者を含む) 0: 会員企業等の役員・従業員

・上記1または0の 2: 配偶者 3: 子ども 4: 両親 5: 兄弟姉妹 6: 同居の親族 7: 使用人

加入内容をご確認のうえ、全被保険者数分の1回分 (月額) 保険料をご記入ください。

加入合計保険料 (一回分) ●, ●, ●, ● 円

前年合計保険料 (一回分) ●, ●, ●, ● 円

受付日

平成 年 月 日 XXXX

補償の対象となる方 (被保険者名) の氏名をカタカナでご記入いただき、生年月日、性別と団体との関係をご記入ください。

日常生活に役立つさまざまなサービスを電話にてご利用いただけます。団体総合生活補償保険など*にご加入のお客さまとその同居のご家族の方専用サービスです。

*メンタルヘルス相談は疾病補償プラン（精神障害補償の有無は問いません）加入者ご本人のみが利用いただけます。詳しくは、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

健康・医療



- ◆メンタルヘルス相談
平日 9:00～21:00
土曜日 10:00～18:00
- 上記以外
年中無休 24時間対応

■健康・医療相談

日常の健康・医療に関するご相談や、薬剤全般に関するご相談に看護師などの専門職がお応えします。
また、ご相談内容やご希望に応じて医師相談（一部予約制）がご利用いただけます。

■メンタルヘルス相談

＜疾病補償プラン加入者限定＞
メンタルヘルスに関するご相談に臨床心理士等の専門家が電話や対面でお応えします。
*対面によるご相談は予約制で、1回50分以内、1人につき年間5回までとなります。

■診断サポートサービス

（各種人間ドック・PET検査機関紹介、健康チェックサービス）
提携機関をご紹介します。（一部割引有）
また、ご自宅で気軽にできる健康チェックを割引料金で紹介します。

■医療機関総合情報提供

地域の医療機関情報や救急医療機関、各科の専門医などの情報をご提供します。

■三大疾病セカンドオピニオン情報提供

「三大疾病（がん、心疾患、脳血管疾患）」診断後の、セカンドオピニオンに関する情報提供やご相談にお応えします。
*セカンドオピニオンとは「主治医以外の医師の意見」をいいます。

■女性医師情報提供、女性医師相談

女性医師情報をご提供（産科・婦人科に加え、内科、皮膚科、肛門科など幅広く対応）する女性専用のサービスです。
また、健康に関するご相談に女性看護師または女性医師（一部予約制）が対応します。

介護



年中無休 24時間対応

＜専任の相談員がお応えします＞

■介護に関する情報提供

老後の備えとして介護は最大の関心事です。介護保険の仕組みに関することや介護状態になった場合の介護方法などのご相談にお応えします。

■介護に関する悩み相談

介護を担う人の悩みは多様です。日常の介護の悩みなど幅広いご相談にお応えします。

■公的介護保険で利用できるサービス等に関する相談

公的介護保険で利用できるサービスや介護サービス提供事業者に関し、情報提供やご相談にお応えします。

■認知症に関する情報提供と悩み相談

社会の高齢化により増加する認知症に対する疑問にお応えします。専門医療機関の情報提供や精神的負担が大きい認知症の日常介護についてアドバイスします。

暮らしの相談



平日 14:00～17:00

■暮らしのトラブル相談（法律相談）

個人の日常生活上のトラブルに関するご相談にお応えします。
弁護士相談は予約制となります。

■暮らしの税務相談

個人の日常生活上の税務相談にお応えします。
税理士相談は予約制となります。

お客さまの行っている事業についてのご相談や、既に弁護士に対応を依頼している案件、訴訟となっている案件についてのご相談は対象となりません。また、引受保険会社の保険に関連するご相談は、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

情報提供・紹介サービス

平日 10:00～17:00

■子育て相談（12才以下）

妊娠中から小学校卒業までの子育ての悩みや不安に、専任の相談員がお応えします。

■暮らしの情報提供

冠婚葬祭についてのご質問
ボランティア情報



■安心な暮らしをサポートする事業者の紹介

- 緊急通報サービス
- ベビーシッター
- 福祉機器および介護用品のレンタル・販売

健康・介護 ステーション

インターネットにて健康・医療、介護に関する情報をご提供します。

URL:https://www.ms-ins.com/kenko_kaigo/

サービス受付電話番号

サービス受付の電話番号（通話料無料）は、ご加入後にお届けする加入者証や案内状の案内などをご覧ください。

- *平日とは、土・日・祝日・年末・年始を除いた月～金を行います。
- *お使いの電話回線により、ご利用できない場合があります。また、ご利用は日本国内からに限りします。
- *本サービスは、引受保険会社の提携サービス会社にてご提供します。海外に関するご相談など、ご相談内容によってはご対応できない場合があります。
- *本サービスは予告なく変更・中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

お問い合わせは

代理店・扱者

京王観光株式会社 保険事業部
東京都渋谷区初台 1-54-2 京王初台一丁目ビル
TEL:03-5351-7135 鉄道電話 8740-8741

取扱保険会社

（幹事会社）三井住友海上火災保険株式会社
航空運輸産業部 営業第四課
TEL:03-3259-6676